

第12回

定時株主総会及び 普通株主さまに よる種類株主総会 招集のご通知



Provided by TAKARA Printing

スマートフォンやタブレット、PCから招集通知を快適にご覧いただけます。議決権行使サイトにもアクセス可能です。

開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都港区南青山三丁目10番43号
きらぼし銀行本店 8階会議室

決議事項

- 第1号議案／定款一部変更の件（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数並びに優先株式の変更）
- 第2号議案／取締役9名選任の件
- 第3号議案／監査役4名選任の件
- 第4号議案／補欠監査役1名選任の件

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

証券コード：7173



東京きらぼしFG

TOKYOに、つくそう。





ごあいさつ

株式会社東京きらばしフィナンシャルグループ
代表取締役社長
株式会社きらばし銀行 取締役頭取

渡邊 寿信



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループを取り巻く経営環境は、日本銀行による政策金利引上げ、デジタル化の加速、そしてサステナビリティ/ESG対応の強化などにより大きく変化しています。また、世界経済の不確実性や地政学リスクも依然として高く、地域金融機関に求められる役割はこれまで以上に重要になっております。

こうした環境下、当社はパーパス「TOKYOに、つくそう。」のもと、質の高いコンサルティング機能の提供を通じたメインバンクとしての機能強化やデジタル技術の活用による新たな拠点の開設、サービス向上の取組みなどを進めております。

2025年度は、これらの取組みにより、地域社会・地域経済の持続的な発展に貢献し、前年度を上回る利益水準を確保しました。2026年度は中期経営計画の最終年度として、グループ各社の連携を一層強化し、高度で一貫したサービスを提供してまいります。

今後も変化を的確に捉え、グループ一丸となってお客さま・地域社会・株主の皆さまから信頼される金融グループを目指してまいりますので、引き続き、温かいご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

株 主 各 位

東京都港区南青山三丁目10番43号
株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
代表取締役社長 渡 邊 壽 信

第12回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会（以下、「本総会」）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のWebサイトに「第12回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会招集のご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

- ・当社Webサイト

<https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/stock/shareholder.html>



- ・東京証券取引所Webサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※銘柄名(会社名)「東京きらぼしフィナンシャルグループ」またはコード「7173」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択してください。

- ・ネットで招集

<https://s.srdb.jp/7173/>



なお、総会当日の様子は、インターネットによるライブ配信でもご視聴いただけます(ご視聴方法等の詳細は6～7頁をご確認ください)。また、後日、当社Webサイトにて動画でご覧いただけます。

議決権行使につきまして、書面（議決権行使書の郵送）又は電磁的方法（インターネット等）でも行使いただけますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具




記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区南青山三丁目10番43号
きらぼし銀行本店 8階会議室
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第12期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件（発行可能株式総数及び発行可能
種類株式総数並びに優先株式の変更）
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役4名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

普通株主さまによる種類株主総会の決議事項について

本総会の第1号議案は、会社法第322条第1項第1号の規定により、普通株主さまによる種類株主総会の決議も必要となりますが、定時株主総会において議決権を行使することができる株主さまと普通株主さまによる種類株主総会において議決権を行使することができる株主さまは同一であるため、本議案は普通株主さまによる種類株主総会を兼ねる決議事項とさせていただきます。

4. 議決権行使についてのご案内

事前に議決権を行使いただく場合		株主総会当日に議決権を行使いただく場合	
 郵送（書面）による議決権行使	 インターネット等による議決権行使	 株主総会ご出席による議決権行使	
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。	当社指定の 議決権行使Webサイト (https://www.web54.net) に、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使書コード」及び「パスワード」でログインしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。 詳細は次ページを参照ください	当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。	
行使期限 2026年6月23日（火）午後5時到着分まで	行使期限 2026年6月23日（火）午後5時まで	開催日時 2026年6月24日（水）午前10時（受付開始 午前9時）	

重複行使の取扱い

書面及びインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、開場時間は午前9時を予定しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各Webサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

① 事業報告のうち下記事項

「当社の現況に関する事項」の一部、「会社役員に関する事項」の一部、「当社の株式に関する事項」、「当社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」

② 連結計算書類

③ 計算書類

④ 監査報告書

したがいまして、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

◎当日は節電のため会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主さまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎車いすでご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。

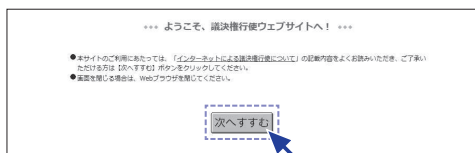
インターネット等による議決権行使のご案内

1 議決権行使Webサイトにアクセス <https://www.web54.net>

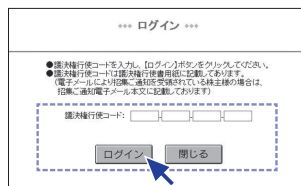


※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して上の「QRコード®」を読み取り、議決権行使Webサイトに接続することも可能です。(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2 「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック



3 議決権行使コードを入力し、「ログイン」をクリック。 パスワード変更画面がでますので議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックし、パスワードの登録をお願いします。



4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力願います。 ※議決権行使Webサイトをご利用いただく際の通信料金等は株主さまのご負担となります。

スマートフォンからは「スマート行使」をご利用ください。

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使Webサイトにログインできます。



スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。

一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくでパソコン向けサイトへアクセスできます。)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-652-031

受付時間 午前9時～午後9時
(土曜、日曜、祝日も受付)

以上

株主総会ライブ配信・事前質問受付のご案内

当社では、株主さまの利便性向上のため、株主総会のライブ配信を実施いたします。また、株主総会の開催に先立ち、株主さまから、インターネットにより事前質問をお受けいたします。

ライブ配信

1 当社の指定する下記Webサイトにアクセスしてください。



公開日時 2026年6月24日（水曜日）午前9:30より
※株主総会は10時より開会します

配信URL <https://7173.ksoukai.jp>



2 ログイン画面が表示されますので、IDおよびパスワードをご入力ください。

ログインには「株主番号」ならびに「郵便番号」が必要となりますので、議決権行使書を事前行使で郵送する前に必ずお手元にお控えください。

ID 株主番号（議決権行使書用紙に記載されている9桁の半角数字）

パスワード 郵便番号（議決権行使書用紙の住所欄に記載されているハイフンを除く7桁の半角数字）

3 「参加」ボタンをクリックしご利用ください。

<ライブ配信について>

- ・ライブ配信でご視聴の株主さまは、会社法で定める出席には当たりません。
- ・ライブ配信においては、議決権行使やご質問・動議の提出はできませんので、2026年6月23日（火曜日）午後5時までにインターネット等または郵送にて議決権行使をお済ませのうえ、ご視聴いただきますようお願いいたします。
- ・事前のお申込は不要です。

<ご注意事項>

- ・インターネット接続環境および回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・ライブ配信をご視聴いただく場合の通信費用等は株主さまのご負担となります。
- ・ライブ配信の写真撮影・録音・録画および第三者への提供やSNSなどでの無断公開等は固く禁止させていただきます。
- ・ライブ配信のご視聴は株主さまご本人に限定させていただきます。IDやパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・株主さまのプライバシーに配慮し、配信映像は会場後方から撮影させていただきますが、やむを得ず株主さまが映りこんでしまう場合がございますので、ご了承ください。
- ・ライブ配信の実施につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により変更または中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

事前質問



P.6に記載のライブ配信 Web サイトにアクセスのうえ、ライブ配信の視聴方法と同様にログインしてください。「事前質問を行う」ボタンをクリックし、ご質問をご入力の上申し込みボタンを押してください。

受付期間

2026年6月8日午前8:30から2026年6月15日午後5:00まで

<事前質問の受付について>

- ・ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・株主さまご本人からのご質問に限らせていただきます。
- ・株主総会当日は、株主の皆さまのご関心が特に高いと思われる事項について回答させていただく予定です。すべてのご質問に回答するものではありませんので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
- ・個別に回答・対応はいたしかねますのでご了承ください。
- ・ご質問はお一人さま2問まで、300文字以内（日本語）とさせていただきます。

ログインIDおよびパスワードに関するお問い合わせ先

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

電話： **0120-782-041** (受付時間 午前9:00～午後5:00 土日休日を除く)

ライブ配信の視聴に関するお問い合わせ先 ※当日のみ

株式会社ブイキューブ

電話： **03-6833-6262** (受付時間 6月24日(水) 午前9:00～株主総会終了時まで)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数並びに優先株式の変更）

1. 変更の理由

第1回第一種優先株式の発行済株式の全部を普通株式に転換及び消却し、また、第二種優先株式の発行済株式の全部を取得及び消却することにより、第1回第一種優先株式及び第二種優先株式に関する規定を削除いたします。

また、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主・投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的とし、2026年5月8日開催の取締役会決議により、2026年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき8株の割合で株式分割を行うことに伴い、定款第6条に規定される発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数について変更いたします。

加えて、金融商品に用いられる金利指標についての市場慣行の変化が見込まれることに伴い、第一種優先株式の配当率に関する算出の規定を変更いたします。

なお、本議案に係る決議は株式分割の効力発生日に合わせ、2026年7月1日付でその効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 112,000,000株とする。 ② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>100,000,000株</u> 第1回第一種優先株式 <u>5,000,000株</u> 第2回第一種優先株式 <u>5,000,000株</u> <u>第二種優先株式 2,000,000株</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,005,000,000株</u> とする。 ② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>1,000,000,000株</u> (削除) 第2回第一種優先株式 <u>5,000,000株</u> (削除)
第7条～第12条 (条文省略)	第7条～第12条 (現行どおり)
第3章 優先株式	第3章 優先株式

現行定款	変更案
<p>(第一種優先配当金) 第13条 当社は、第44条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第一種優先株式および第2回第一種優先株式（以下、総称して「第一種優先株式」という。）を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下、「第一種優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>第一種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率を乗じて算出した金額。ただし、配当年率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>ただし、当該事業年度において第13条の2に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>②（条文省略） ③（条文省略）</p> <p>第13条の2～第13条の9（条文省略）</p>	<p>(第一種優先配当金) 第13条 当社は、第44条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2回第一種優先株式を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下、「第一種優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>第一種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率を乗じて算出した金額。ただし、配当年率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合は金融商品に用いられる金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>ただし、当該事業年度において第13条の2に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>②（現行どおり） ③（現行どおり）</p> <p>第13条の2～第13条の9（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(第二種優先配当金) 第13条の10 当社は、第44条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下、「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下、「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき、20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、以下に定める配当年率を乗じて算出した金銭による剰余金の配当（以下、「第二種優先配当金」という。）を支払う。 配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.0% ただし、上記の配当年率が5%を超える場合には、配当年率は5%とする。また、当該事業年度において第13条の11に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、第二種優先配当金はその額を控除した額とする。 上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「第二種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第二種優先配当年率決定日（ただし、当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合はその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>② ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③ 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>④ 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。</p> <p>(第二種優先中間配当金) 第13条の11 当社は、第44条第2項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき、各事業年度における第二種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下、「第二種優先中間配当金」という。）を行う。なお、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する第二種優先中間配当金の支払いと第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する第一種優先中間配当金の支払いの支払順位は、同順位とする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(第二種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第13条の12 当会社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき20,000円(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を支払う。</p> <p>② 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>③ 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配と第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</p>	(削除)
<p>(第二種優先株主の議決権)</p> <p>第13条の13 第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p>	(削除)
<p>(第二種優先株主による種類株主総会)</p> <p>第13条の14 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第13条の15 当社は、平成36年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、第2項に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第13条の16第1項に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。</p> <p>② 当社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、20,000円(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を交付する。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第13条の16 第二種優先株主は、第2項に定める取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付する。ただし、第3項に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数（以下に定義する。）を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、(i) 取得請求をした日（以下、「取得請求日」という。）における当会社の発行可能株式総数から、取得請求日における当会社の発行済株式総数（当会社の自己株式数を除く。）および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(ii) 取得請求日における当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当会社の普通株式に係る発行済株式総数（当会社の自己株式数を除く。）、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>② 取得請求期間は、平成33年4月1日から平成43年3月31日までとする。</p> <p>③ 当社は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を第4項ないし第8項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</p> <p>④ 当初取得価額は、取得請求期間の初日（以下、「当初取得価額決定日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下、「普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）」という。）とする。ただし、普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）が第7項に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。</p> <p>普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）とは、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の期間において、第8項に定める取得価額の調整事由が生じた場合は、当該平均値は第8項に準じて調整される。</p>	

現行定款	変更案
<p>⑤ 取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日および10月1日（以下、「取得価額修正日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下、「普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）」という。）に修正される（以下、「修正後取得価額」という。）。ただし、普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）が第7項に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。</p> <p>普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の期間において、第8項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第8項に準じて調整される。</p> <p>⑥ 取得価額には上限を設けない。</p> <p>⑦ 下限取得価額は、平成28年4月1日（以下、「下限取得価額決定日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下、「普通株式1株当たり時価（下限取得価額決定日）」という。）の50%（円位未満切上げ。また、第8項による調整を受ける。）とする。</p> <p>普通株式1株当たり時価（下限取得価額決定日）とは、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額とする。なお、下限取得価額決定日に先立つ5連続取引日の期間において、第8項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第8項に準じて調整される。</p>	

現行定款	変更案
<p>⑧ 取得価額の調整</p> <p>イ. 第二種優先株式の発行後、下記 (i) ないし (vi) のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。以下同じ。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、1円未満を切り捨てる。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）</p> <p>調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（株式無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p>	

現行定款	変更案
<p>(ii) 株式の分割をする場合 調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二. に定義する。以下、本（iii）、下記（iv）および（v）ならびに下記八.（iv）において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付または処分を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。） 調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。</p>	

現行定款	変更案
<p>上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「<u>価額決定日</u>」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該<u>価額決定日</u>に残存する取得請求権付株式等の全部が<u>価額決定日</u>に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該<u>価額決定日</u>の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 当社が発行した取得請求権付株式等に、<u>価額</u>がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「<u>修正日</u>」という。）における修正後の<u>価額</u>（以下、「<u>修正価額</u>」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後取得価額は、<u>修正日</u>に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正<u>価額</u>で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該<u>修正日</u>の翌日以降これを適用する。</p> <p>なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記 (a) ないし (c) の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「<u>調整係数</u>」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。</p>	

現行定款	変更案
<p>(a) <u>当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記 (iii) または本 (iv) による調整が行われていない場合</u> 調整係数は1とする。</p> <p>(b) <u>当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記 (iii) または本 (iv) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、第5項による取得価額の修正が行われている場合</u> 調整係数は1とする。 ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記 (iii) または本 (iv) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。</p> <p>(c) <u>当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記 (iii) または本 (iv) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、第5項による取得価額の修正が行われていない場合</u> 調整係数は、上記 (iii) または本 (iv) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。</p> <p>(v) <u>取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する場合</u> 調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p>	

現行定款	変更案
<p>ただし、当該取得条項付株式等について既に上記（iii）または（iv）による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本（v）による調整は行わない。</p> <p>（vi）株式の併合をする場合</p> <p>調整後取得価額は、株式の併合により減少した普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。</p> <p>ロ. 上記イ.（i）ないし（vi）に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。</p> <p>ハ.（i）取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本項に準じて調整する。</p>	

現行定款	変更案
<p>(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。</p> <p>(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i) ないし (iii) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (iv) (b) または (c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (iv) (b) または (c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (iii) または (iv) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。</p> <p>(iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i) の場合には、当該払込金額（株式無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (ii) および (vi) の場合には0円、上記イ. (iii) ないし (v) の場合には価額（ただし、(iv) の場合は修正価額）とする。</p>	

現行定款	変更案
<p>二. <u>上記イ. (iii) ないし (v) および上記ハ. (iv) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。</u></p> <p>ホ. <u>上記イ. (v) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii) に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。</u></p> <p>ハ. <u>上記イ. (i) ないし (iii) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i) ないし (iii) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。</u></p> <p>ト. <u>取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）使用する。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>⑨ 第4項ないし第8項に定める取得価額（第13条の17第2項に定める一斉取得価額を含む。以下、本項において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。</p> <p>(普通株式を対価とする一斉取得)</p> <p>第13条の17 当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第二種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に20,000円（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を第2項に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p>② 一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（以下、「一斉取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値（VWAPのない日を除く。）に相当する金額（円位未満切捨て。）とする。なお、一斉取得価額算定期間において、第13条の16第8項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第13条の16第8項に準じて調整される。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が第13条の16第7項に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(第二種優先株式の譲渡制限) <u>第13条の18 第二種優先株式を譲渡により取得することについては当会社の取締役会の承認を要する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(第二種優先配当金等の除斥期間) <u>第13条の19 第45条の規定は、第二種優先配当金および第二種優先中間配当金の支払について、これを準用する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(株式の分割または併合および株式無償割当て) 第14条 当社は、株式の分割または併合を行うときは、<u>普通株式、第一種優先株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u> ② 当社は、<u>株式無償割当てを行うときは、普通株式、第一種優先株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p>	<p>(株式の分割または併合および株式無償割当て) 第14条 当社は、株式の分割または併合を行うときは、<u>普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u> ② 当社は、<u>株式無償割当てを行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p>

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役9名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	選任状況	現在の当社における地位	グループ地位	社外取締役候補者	独立役員
1	わた なべ ひさ のぶ 渡邊 壽信	男性	再任	代表取締役社長	グループCEO		
2	つね ひさ ひで のり 常久 秀紀	男性	再任	代表取締役副社長	グループCFO、グループCIO、グループCSuO		
3	よし の たけ し 吉野 岳志	男性	再任	取締役常務執行役員	グループCSO		
4	き むら とも お 木村 智勇	男性	新任	秘書役			
5	か が み あき ゆき 加賀見 彰之	男性	再任	取締役執行役員			
6	かわ すみ あき ひろ 川角 明大	男性	新任	監査部長			
7	たか ほし ゆき 高橋 ゆき	女性	再任	社外取締役		社外取締役候補者	独立役員
8	の むら しゅう や 野村 修也	男性	再任	社外取締役		社外取締役候補者	独立役員
9	こ ばやし はる ひこ 小林 治彦	男性	再任	社外取締役		社外取締役候補者	独立役員



生年月日

1962年8月16日

所有する当社株式の数

50,335株

1 わた なべ 渡邊 ひさ のぶ 壽信

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 株式会社東京都民銀行入行
- 2011年6月 同行 融資管理部長
- 2012年7月 同行 参与 融資管理部長
- 2013年10月 同行 参与 融資統括部長
- 2014年6月 同行 執行役員 融資統括部長
- 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ リスク管理部ゼネラルマネージャー
- 2015年6月 株式会社東京都民銀行 執行役員 日本橋支店長
- 2016年7月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 営業戦略部部長
株式会社東京都民銀行 執行役員 営業統括部長
- 2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 営業戦略部部長
株式会社東京都民銀行 取締役 常務執行役員
- 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長
株式会社きらぼし銀行 取締役頭取（現職）
- 2020年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役社長
- 2024年4月 同社 代表取締役社長グループCEO 監査部担当（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの事業戦略部門やデジタル戦略部門、営業・融資部門等の業務経験ならびに、当社社長及びきらぼし銀行頭取としての経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。



生年月日

1963年2月12日

所有する当社株式の数

39,540株

2 つね ひさ ひで のり 常久 秀紀

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 株式会社三菱銀行入行
- 1994年11月 同行 シカゴ支店 アシスタント バイスプレジデント
- 2001年2月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社 マネージャー
- 2004年4月 株式会社新銀行東京入行
- 2007年4月 同行 企画グループ担当部長
- 2008年8月 同行 執行役
- 2009年6月 同行 執行役員
- 2014年6月 同行 取締役執行役員
- 2015年6月 同行 代表取締役社長執行役員
- 2016年4月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役
- 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役
株式会社きらぼし銀行 専務取締役
- 2021年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長
- 2023年4月 株式会社きらぼし銀行 取締役副頭取（代表取締役）
- 2024年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長
グループCFO、グループCSO、グループCIO、グループCSuO
経営企画部、事業戦略部担当
- 2025年6月 同社 代表取締役副社長 グループCFO、グループCIO、
グループCSuO 経営企画部、事業戦略部担当
- 2026年4月 同社 代表取締役副社長 グループCFO、グループCIO、
グループCSuO 経営企画部担当（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの経営企画部門や事業戦略部門等の業務経験ならびに、当社副社長及びきらぼし銀行副頭取として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者となりました。



生年月日

1970年3月20日

所有する当社株式の数

13,497株

3 よしの たくし 吉野 岳志

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1992年4月 株式会社東京都民銀行入行
2011年7月 同行 世田谷支店長
2014年6月 同行 茅場町支店長
2016年10月 同行 渋谷中央支店長
2018年5月 株式会社きらぼし銀行 渋谷中央支店長
2018年10月 同行 渋谷支店長 兼 渋谷中央支店長 兼 青山通支店長
2018年12月 同行 営業統括部部長
2019年4月 同行 営業統括部長
2020年4月 同行 神田中央支店長
2021年4月 同行 執行役員 神田中央支店長
2021年9月 同行 執行役員 神田中央支店長 兼 神田支店長
2022年10月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 監査部長
株式会社きらぼし銀行 執行役員 監査部長
2023年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部長
株式会社きらぼし銀行 取締役執行役員 経営企画部長
2023年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役執行役員 経営企画部長
2024年4月 同社 取締役執行役員
株式会社きらぼし銀行 取締役常務執行役員（代表取締役）
2024年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役常務執行役員
経営企画部、事業戦略部担当
2025年4月 同社 取締役常務執行役員 デジタル営業戦略部、法人営業戦略部、
個人営業戦略部担当
株式会社きらぼし銀行 取締役専務執行役員（代表取締役）
信託事業部、FCサービス事業部、PE室、法人営業推進部、
個人営業推進部、PB推進部、外為業務室、WM室担当
2026年1月 同行 取締役専務執行役員（代表取締役）信託事業部、
FCサービス事業部、PE室、法人営業推進部、個人営業推進部、
PB推進部、WM室担当（現職）
2026年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役常務執行役員
デジタル戦略本部、デジタル営業戦略部、営業戦略本部、
法人営業戦略部、個人営業戦略部、連携推進部担当（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの営業推進部門、監査部門、営業店の支店長等の業務経験ならびに、当社取締役及びきらぼし銀行取締役として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者としていたしました。



生年月日

1966年8月9日

所有する当社株式の数

5,747株

4 ^き ^{むら} ^{とも} ^お 木村 智勇

新任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年4月 株式会社東京都民銀行入行
- 2010年6月 同行 京王ステーション支店長
- 2010年10月 同行 外為営業部 次長
- 2013年7月 同行 市場金融部 市場営業室 室長
- 2018年5月 株式会社きらぼし銀行 市場金融部 市場営業室 室長
- 2019年7月 同行 市場金融部長
- 2021年4月 同行 執行役員 市場金融部長
- 2023年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 監査部長
株式会社きらぼし銀行 執行役員 監査部長
- 2024年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 秘書役
株式会社きらぼし銀行 執行役員 秘書役
- 2024年7月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部長
株式会社きらぼし銀行 執行役員 経営企画部長
- 2025年4月 同行 取締役常務執行役員 経営企画部長
- 2025年7月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 秘書役（現職）
株式会社きらぼし銀行 取締役常務執行役員 経営本部長 兼 秘書役
（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの経営企画部門や市場部門等の業務経験ならびに、きらぼし銀行取締役常務執行役員経営本部長として業務経験を豊富に有しております。当社グループの経営企画と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。



生年月日

1968年6月8日

所有する当社株式の数

528株

5 か が み 加賀見 あ き ゆ き 彰之

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2018年4月 株式会社みずほ銀行 金融法人部長
- 2021年5月 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 事業統括部長
- 2022年4月 同社 戦略コンサルティング部長
- 2023年11月 株式会社きらぼし銀行入行 連携推進 部長（特命）
兼 株式会社きらぼしコンサルティング出向 エグゼクティブヴァイスプレジデント
- 2024年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 執行役員 事業戦略部長
株式会社きらぼし銀行 経営企画部 部長（特命）
- 2025年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役執行役員 事業戦略部長
- 2026年4月 同社 取締役執行役員 事業戦略部担当（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの事業戦略部門、経営企画部門の業務経験ならびに、大手銀行グループにて業務経験を豊富に有しております。当社グループの事業戦略と経営企画を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。



生年月日

1975年11月19日

所有する当社株式の数

557株

6 かわ すみ あき ひろ 川角 明大

新任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1998年4月 株式会社東京都民銀行 入行
- 2019年4月 同行 戸田支店長
- 2021年1月 株式会社きらぼしコンサルティング ヴァイスプレジデント
株式会社きらぼし銀行 連携推進部 次長
- 2023年4月 同行 理事 連携推進部 次長
- 2024年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 監査部長（現職）
株式会社きらぼし銀行 理事 監査部長
- 2025年4月 同行 執行役員 監査部長
- 2026年4月 同行 取締役執行役員 監査部長（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの監査部門等の業務経験ならびに、グループ会社での業務経験を豊富に有しております。当社グループの経営監査と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。



生年月日

1969年4月25日

所有する当社株式の数

一株

7 たか はし 高橋 ゆき

再任

社外取締役候補者

独立役員

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2003年12月 株式会社ベアーズ入社 専務取締役
- 2009年7月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 理事
- 2013年8月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 副会長
- 2016年10月 株式会社ベアーズ 取締役副社長（現職）
- 2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 社外取締役
- 2018年4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長（現職）
- 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外取締役（現職）
- 2019年4月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長（現職）
- 2021年7月 一般社団法人日本フェムテック協会 理事（現職）
- 2022年8月 株式会社YEEY 取締役（現職）
- 2023年2月 一般社団法人日本ウェルビーイング推進協議会 理事（現職）
- 2023年7月 東京商工会議所 特別顧問
- 2025年11月 東京商工会議所 副会頭（現職）
日本商工会議所 特別顧問（現職）
東京商工連盟 副会長（現職）
（現在に至る）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

家事代行サービス事業者の経営者を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職も務めております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループの商品・サービス向上に反映できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。



生年月日

1962年4月12日

所有する当社株式の数

一株

8 の むら 野村 しゅう や 修也

再任

社外取締役候補者

独立役員

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年4月 西南学院大学法学部 専任講師
- 1992年4月 同大学法学部 助教授
- 1998年4月 中央大学法学部 教授
- 2004年4月 中央大学法科大学院 教授（現職）
弁護士登録（第二東京弁護士会）
森・濱田松本法律事務所弁護士（現職）
- 2014年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役
- 2016年6月 同行 社外取締役監査等委員
- 2021年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外取締役（現職）
（現在に至る）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

大学院の教授としての専門的知識に加え、弁護士としても企業法務に関わっております。また、さまざまな公職も数多く歴任されており、幅広い見識や豊富な経験を有しております。当社グループでは、同氏の知見を経営全般に活かせるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。



生年月日

1963年4月17日

所有する当社株式の数

一株

9 こ ばやし 小林 はる ひこ 治彦

再任

社外取締役候補者

独立役員

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 東京商工会議所入所
- 2010年4月 同所 総務統括部 副部長
- 2011年4月 同所 地域振興部 副部長
- 2012年4月 同所 総務統括部 部長
- 2015年4月 同所 理事・産業政策第二部 部長 兼 東商ビル建替え準備室 部長
- 2018年4月 同所 理事・産業政策第二部 部長 兼 オフィス環境部 部長
- 2019年4月 同所 理事・事務局長
- 2021年4月 同所 常務理事（現職）
- 2025年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外取締役（現職）
（現在に至る）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

東京商工会議所で常務理事、総務統括部、産業政策第二部を歴任。中小企業経営に関するさまざまなテーマについて事業者へのヒアリングや調査研究に関する経験を豊富に有しております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上の施策に活かせるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しており、1株未満の株式数は切り捨てて表示しております。また、東京きらぼしフィナンシャルグループ役員持株会および従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 高橋ゆき氏、野村修也氏及び小林治彦氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高橋ゆき氏、野村修也氏及び小林治彦氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ9年、5年、1年となります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社と、高橋ゆき氏、野村修也氏及び小林治彦氏との間で既に責任限定契約を締結しており、社外取締役に再任された場合は引き続き効力を有するものであります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社の子銀行であるきらぼし銀行は、高橋ゆき氏が取締役副社長を務める株式会社ベアーズと、社員の福利厚生にかかる取引を行っており、社員の家事代行サービス等の利用に対し、補助として年額1百万円未満を支払っております。これは、きらぼし銀行及び株式会社ベアーズ双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
8. 当社グループは、野村修也氏が所属する森・濱田松本法律事務所にも所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同氏との間に法律事務に関する契約関係はなく、同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。また、同事務所に対し2025年度に調査費用として年間1百万円未満の報酬を支払っております。同事務所への支払いは年額1百万円未満であり、これはきらぼし銀行及び同事務所双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は経営陣からの独立性を有していると判断しております。
9. 高橋ゆき氏、野村修也氏及び小林治彦氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たし、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

現在の監査役4名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	<small>あや</small> 綾 <small>りゅう すけ</small> 隆介 男性 新任	社外監査役候補者 <input type="checkbox"/> 独立役員 <input type="checkbox"/>
2	<small>の べ た</small> 野邊田 <small>さとる</small> 覚 男性 新任	代表取締役専務執行役員
3	<small>うち だ</small> 内田 <small>ひで き</small> 秀樹 男性 <input type="checkbox"/> 再任	監査役
4	<small>いち ば</small> 市場 <small>のり こ</small> 典子 女性 新任	社外監査役候補者 <input type="checkbox"/> 独立役員 <input type="checkbox"/>



生年月日

1960年5月20日

所有する当社株式の数

一株

1

あや
綾

りゅう すけ
隆介

新任

社外監査役候補者

独立役員

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2010年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 総合リスク管理部長
- 2012年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員 総合リスク管理部長
株式会社みずほ銀行 執行役員 総合リスク管理部長
株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 総合リスク管理部長
- 2013年11月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員 リスク管理グループ長
株式会社みずほ銀行 常務執行役員 リスク管理グループ長
みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員 リスク管理グループ担当役員
みずほ証券株式会社 常務執行役員 リスク管理グループ担当役員
- 2014年4月 株式会社みずほ銀行 常務取締役 リスク管理グループ長
- 2014年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役 兼 執行役常務リスク管理グループ長
- 2017年6月 株式会社みずほ銀行 取締役（監査等委員）
- 2019年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 理事
マルハニチロ株式会社 常任監査役
- 2022年6月 マルハニチロ株式会社 常勤監査役
- 2025年6月 株式会社きらぼし銀行 常勤監査役（現職）
- 2025年10月 株式会社UI銀行 監査役（現職）
（現在に至る）

社外監査役候補者とする理由及び期待される役割の概要

複数社にてリスク管理部門に長年携わり、これらにおいて培われた豊富な知見・経験を有しており、当社の経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たせるものと考え監査役候補者といたしました。



生年月日

1960年8月24日

所有する当社株式の数

32,141株

2 の べ た さ と る 野邊田 覚

新任

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2002年4月 株式会社みずほ銀行 業務企画部次長
- 2003年7月 同行 経営企画部次長
- 2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 コンプライアンス統括部次長
- 2010年4月 同行 資産監査部長
- 2012年4月 株式会社東京都民銀行 外為営業部部長
(株式会社みずほコーポレート銀行より出向)
- 2013年4月 同行入行 外為営業部長
- 2014年6月 同行 取締役執行役員 事務統括部長
- 2016年4月 同行 常務取締役
- 2016年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役
- 2017年6月 株式会社東京都民銀行 専務取締役
- 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役
- 2018年6月 同社 常勤監査役
- 2020年6月 同社 代表取締役専務取締役
- 2021年1月 株式会社きらぼし銀行 取締役執行役員
- 2021年6月 同行 取締役専務執行役員
- 2023年4月 同行 代表取締役専務執行役員
- 2024年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役専務執行役員
グループCRO リスク管理部、連携推進部担当
- 2026年4月 同社 代表取締役専務執行役員 (現職)
(現在に至る)

監査役候補者とする理由

当社グループのリスク管理部門や連携推進部門等の業務経験ならびに、当社取締役、常勤監査役及びきらぼし銀行取締役として経営経験を豊富に有しており、当社の経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たせるものと考え監査役候補者いたしました。



生年月日

1962年11月7日

所有する当社株式の数

1,911株

3 うち だ ひで き 内田 秀樹

再任

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 八千代信用金庫入庫
- 2013年4月 八千代銀行 厚木支店長
- 2014年4月 同行 人事部長
- 2017年6月 同行 執行役員 人事部長
- 2018年5月 株式会社きらぼし銀行 執行役員 人事部長
- 2020年4月 同行 執行役員 新宿本店営業部長 兼 東新宿支店長 兼 西大久保支店長
- 2022年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 監査役（現職）
株式会社きらぼし銀行 常勤監査役（現職）
（現在に至る）

監査役候補者とする理由

株式会社八千代銀行において、支店長、人事部長を歴任し、幅広い業務知識を有しております。
また、当社及び当行の監査役を務めており、その経験と知見を活かし、当社グループの経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たせるものと考え、監査役候補者といたしました。



生年月日

1971年5月15日

所有する当社株式の数
一株

4 ^{いち} ^ば ^{のり} ^こ 市場 典子

新任

社外監査役候補者

独立役員

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1992年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所
- 1995年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 退所
- 1997年7月 加藤忠男税理士事務所 入所
- 1999年6月 加藤忠男税理士事務所 退所
- 1999年8月 太陽監査法人（現 太陽有限責任監査法人） 入所
- 2002年11月 市場公認会計士事務所 開設
- 2006年7月 太陽監査法人（現 太陽有限責任監査法人） 退所
- 2006年8月 株式会社COMPASS 入社
- 2008年10月 税理士法人アプライズ 設立 代表社員（現職）
- 2021年6月 大豊建設株式会社 社外監査役（現職）
- 2022年7月 いちごオフィスリート投資法人 監督役員（現職）
- 2023年3月 日清紡ホールディングス株式会社 社外監査役（現職）
（現在に至る）

社外監査役候補者とする理由及び期待される役割の概要

監査法人複数社にてに業務に従事した経験があり、これらにおいて培われた財務・会計に関する十分な知見・経験を有しており、当社の経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たせるものと考え監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しており、1株未満の株式数は切り捨てて表示しております。また、東京きらぼしフィナンシャルグループ役員持株会および従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 社外監査役候補者との責任限定契約について
綾隆介氏及び市場典子氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・責任限定契約の内容の概要
- 当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する責任限度額であります。
4. 綾隆介氏及び市場典子氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出る予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2025年6月25日開催の定時株主総会において、補欠監査役に選任された遠藤賢治氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされており、監査役の法定数を欠くこととなる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

えん どう けん じ
遠藤 賢治 男性 ■生年月日：1965年5月5日生

補欠監査役候補者

独立役員

■所有する当社の株式数： 普通株式 一株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1998年3月 最高裁判所司法研修所修了
- 1998年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
- 1999年3月 石原総合法律事務所入所
- 2008年1月 遠藤法律事務所開業
（現在に至る）

補欠の社外監査役候補者とする理由

弁護士として豊富な経験と専門的知識を有し、企業法務に精通されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、その専門的な知見を当社の監査に反映していただくため補欠の社外監査役候補者とした。

- (注) 1. 選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。
2. 補欠の社外監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 遠藤賢治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合は、同氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 遠藤賢治氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は、遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の届出を行う予定であります。

以 上

【ご参考】 株主総会後の取締役・監査役スキルマトリックス

当社では、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験等を有する者を取締役候補者として選定し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する観点、経営戦略（中期経営計画）達成の観点から、性別・国籍・年齢等の区別なく、さまざまなバックグラウンドを有する人材を登用することで、取締役会の全体としてのバランス、多様性を確保することとしております。

また、監査役候補者は優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観に加え、必要な財務・会計・法務に関する知識を有した者を選定することとしております。

当社グループの中期経営計画を達成する上で取締役会が備えるべき知識・経験・能力としては、社内役員と社外役員では、それぞれ求められるスキルが一部異なるものと考えており、社内役員と社外役員でそれぞれ以下の8項目を設定しております。また、取締役の選任にあたっては、中長期的な経営の方向性や事業戦略に係る重要な意思決定、及び実効性の高い監督を行うため、多様な知見やバックグラウンドを有する人材の組み合わせを考慮することを基本としております。

■社内役員

氏名	当社における地位	スキル区分							
		企業経営	営業・マーケティング	リスク管理・コンプライアンス	財務・会計	IT・システム・DX	サステナビリティ	人材戦略	市場
渡邊 壽信	社長	●	●	●	●	●	●	●	
常久 秀紀	副社長	●	●		●	●	●	●	●
吉野 岳志	取締役	●	●		●				
木村 智勇	取締役	●		●	●				●
加賀見 彰之	取締役	●	●		●		●		
川角 明大	取締役	●	●	●	●				
野邊田 覚	監査役	●		●	●	●			●
内田 秀樹	監査役	●		●				●	

■社外役員

氏名	当社における地位	スキル区分							
		企業経営	地域経済・行政	法務	財務・会計	IT・システム・DX	サステナビリティ	人材戦略	市場
高橋 ゆき	社外取締役	●				●	●	●	
野村 修也	社外取締役	●	●	●	●		●		
小林 治彦	社外取締役	●	●			●	●	●	
綾 隆介	社外常勤監査役	●		●	●				●
市場 典子	社外監査役	●			●				

(注) 上記マトリックスは、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

(ご参考)

1. 取締役・CEO候補者及び監査役候補者の資格及び指名・解任手続

当社は、当社グループの取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数以上を占める任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選解任や業績連動型報酬制度を含む報酬額等について検討した上で、当社の取締役会において取締役の人事・報酬について決定する体制・手続を整備しております。

(1) 取締役・CEO及び監査役の資格

- ①当社及びグループ会社の取締役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。
- ②当社及びグループ会社のCEOは、取締役の中から、CEOとしての職務・職責を適切に果たすことができる者を選定することにしております。
- ③当社及びグループ会社の監査役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観に加え、必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者でなければならないとしております。

(2) 取締役・CEO及び監査役の指名手続

- ①当社の取締役候補者は、中長期的な経営の方向性や事業戦略に係る重要な意思決定、及び実効性の高い監督を行うため、多様な知見やバックグラウンドを有する人材の組み合わせを考慮することを基本とし、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上決定しております。
- ②グループ会社の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基にグループ会社の取締役会で審議の上決定しております。
- ③当社及びグループ会社のCEOは、各社の取締役の中から、CEOの資格を踏まえ、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社またはグループ会社の取締役会で審議の上決定しております。
- ④当社の監査役候補者は、当社の監査役会の同意を得た上で、当社の取締役会で審議の上決定しております。
- ⑤グループ会社の監査役候補者は、グループ会社の監査役または監査役会の同意を得た上で、グループ会社の取締役会で審議の上決定しております。

(3) 取締役・CEOの解任手続

- ①当社及びグループ会社の取締役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえた上で、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社またはグループ会社の取締役会で審議の上決定します。

<取締役の解任基準>

- i) 反社会的勢力との関係が認められる等の公序良俗に反する行為を行った、または、公序良俗に反すると認められる場合
 - ii) 法令または定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループの企業価値を著しく毀損した場合
 - iii) 職務執行に著しい支障が生じた場合
 - iv) 取締役の資格に定める資質が認められない場合
- ②当社及びグループ会社のCEOの解任提案にあたっては、取締役の解任基準を踏まえた上で、原則、「指名・報酬協議会」において検討を行い、当社又はグループ会社の取締役会で審議の上決定します。

(4) 候補者の選定及び解任の諮問結果の取り纏め

「指名・報酬協議会」が、取締役・CEO候補者の選定並びに解任の検討を行う際には、対象者個々の人材の把握を、必要に応じて委員が直接行うほか、グループ会社の内部評価資料等を活用の上、検討結果を取り纏めることとしております。

2. 社外役員の独立性に関する基準

当社グループは、社外取締役及び社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断しております。

1. (1) 当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であつたことがないこと。
ただし、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）であつたことがないことを要件に加える。
- (2) 社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であつたことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であつたことがないこと。
社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であつたことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等または非業務執行取締役であつたことがないこと。
- (3) 当社グループの役員等（注2）及び支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。
3. (1) 当社グループを主要な取引先（注4）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかつたこと。
- (2) 当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかつたこと。
- (3) 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円、または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。
4. 当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。
6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファーム（過去3事業年度の平均で、その連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザー・ファーム）の社員等ではないこと。
7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

(注1) 「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

(注2) 「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員、相談役、顧問をいう。

(注3) 「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。

(注4) 「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

以上

第12期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、持株会社である当社のほか、連結子会社20社及び関連会社（持分法適用関連会社）3社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、コンサルティング業務、フィンテック、広告企画制作業務等の幅広いサービスを提供しています。

【金融経済環境】

わが国経済は、雇用環境の改善と賃金上昇を背景に、内需を中心として緩やかな回復基調にあります。個人消費は物価上昇の影響を受けつつも概ね底堅く推移しており、企業部門では主に大企業を中心として人手不足を背景に省力化・デジタル関連投資が堅調で、景気の下支え要因になっています。一方でエネルギー・資源価格の変動や為替の影響を背景とした物価上昇圧力が続いており、実質所得の伸び悩みが景気の下押し要因になっています。また、中東・イラン情勢の緊迫化に伴うさらなるエネルギー・資源価格の上昇は、輸入物価や家計負担を押し上げ、消費者マインドの低下や交易条件の悪化といった景気の下落リスクをもたらす可能性がある点に留意が必要です。金融面では、日本銀行による金融政策の正常化に向けた動きが進展しており、これに伴い短期・長期金利には上昇圧力が見られ、企業・家計の資金調達コスト環境に変化が見られる状況です。急激な金融引き締めは景気下押しリスクを伴うことから、日本銀行による金融政策運営は引き続き慎重に行われるものと見られております。

先行きについては、賃金上昇の継続や経済対策の効果により、所得から消費へとつながる好循環が進み、景気は緩やかな成長が続くことが期待されます。一方、イラン情勢などの地政学的リスクが長期化すると、エネルギー資源価格の高止まりを通じて物価上昇圧力が強まり、個人消費や企業収益の下振れを招くおそれがあります。さらに、各国の通商政策や世界的な金融・為替市場の変動も景気の不確実性を高める要因となり得ます。総じて、内需を中心とした回復基調は続くと思われるものの、外的要因による下振れリスクが残るため、内外の動向を慎重に見極めることが重要です。

【企業集団の事業の経過及び成果】

こうした環境下、当社は将来像として「金融にも強い総合サービス業」を掲げ、パーパス「T O K Y Oに、つくそう。」のもと、グループの総合力を最大限に活用し、金融の常識を超えてお客さまのあらゆるライフステージにおける課題解決にコミットし、地域社会・地域経済の持続的な発展につくすことを目指しています。また、お客さまの資産運用に関するニーズに対しては、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、誠実かつ透明性の高い対応を実践しています。

第3次中期経営計画（計画期間：2024年度～2026年度）では、グループ各社の収益力向上や、質の高いコンサルティング機能の提供を通じたフィービジネスの拡大などの「収益力の強化と収益構造の見直し」、店舗戦略の抜本的な見直し・生産性向上のための「更なる効率化」、経営の健全性を確保し、ステークホルダーの皆さまのご期待に適切に応えていくための「自己資本の充実」に重点的に取り組み、企業価値の更なる向上に努めています。

(中期経営計画の進捗)

中期経営計画において掲げたKPI、KGIの達成に向け、質の高いコンサルティング機能の提供によるフィービジネスの拡大を進めました。あわせて、業務改革や人材育成を推進し、きらぼしグループ全社での総合ソリューションの提供を通じて、お客さまの多様な課題やニーズにお応えし、円滑な資金供給にも努めました。

2025年度におけるKGI（財務目標）につきましても、当社連結業績の大宗を占めるきらぼし銀行において、適切なリスク・アセットのコントロールを実施し、引き続き、メイン取引化の推進やお客さまとのリレーション強化に取り組み、政策金利の引き上げの影響などもあり、貸出金利息は堅調に推移しました。加えて、グループ一体でお客さまの課題解決に向けた総合ソリューションを提供したことで、グループ会社利益は、計画どおりに進捗しました。これらの結果、当期純利益およびROEも計画を上回る実績となりました。

《デジタル戦略》

当社グループでは、デジタル戦略を重要施策の一つに掲げ、「デジタルとリアルを融合したサービス提供」「金融と非金融を駆使したサービス提供」「きらぼしグループのDX推進」を基本方針として取り組んでいます。

2025年度は、本方針のもと、新サービスの提供および外部パートナーとの協業を推進し、地域社会や多様な顧客層に向けたデジタル化と金融包摂の実現に取り組みました。

具体的には、デジタルバンク「U I 銀行」において、株式会社ウニードスと提携し、在留外国人向け金融サービス「KYODAI Bank」の取扱いを開始しました。本サービスでは、スマートフォン上で口座開設から海外送金の申込みまでを完結できる仕組みを提供しています。来店不要の利便性に加え、多言語対応を実現するとともに、国際基準に準拠したマネー・ローンダリング対策を強化することで、在留外国人の方々が安心して利用できる金融インフラの構築を目指しています。さらに、BaaS（Banking as a Service）を活用した機能連携により、一層の利便性向上を図ってまいります。

また、U I 銀行では関西電力株式会社と連携し、金融機能と電力サービスを融合した新たな銀行サービス「CQ BANK」の提供を開始しました。本サービスは、U I 銀行のBaaS基盤を活用し、「CQグリーン預金（普通預金・定期預金）」でお預かりした資金を、省エネ住宅（ZEH等）向けの優遇ローンである「CQエコ住宅ローン」や、再生可能エネルギー関連の投融資に充当するものです。これにより、預金から投融資、さらに優遇ローンへとつながる資金循環の仕組みを構築し、日常的な預金行動が環境貢献に結びつく新たな価値を提供しています。

《個人戦略》

当社グループは、個人のお客さまに対し、「デジタルとリアルの融合」および「金融と非金融の融合」による総合金融サービスの提供を基本方針として取り組んでいます。2025年度は、本方針のもと、デジタルチャネルの利便性向上と対面による支援を両輪として、多様化するお客さまのニーズへの対応を一層強化しました。

具体的には、U I 銀行において、給与振込および年金受取専用口座として、「はたらくサイフ」「まもりのサイフ」の2種類の普通預金口座の取扱いを開始しました。また、ローン商品については、複数債務の一本化を支援する「UIおまとめローン」、スマートフォンで手続きが完結する「UI Plan II（スマホローン）」を新たにラインナップに加えました。これにより、資金管理およ

び資金ニーズに応じた商品提供の充実を図り、お客さまのライフステージに応じた選択肢を拡大しています。

さらに、きらぼしライフデザイン証券では、オンライン完結型の資産運用サービス「きらぼしラップ ON COMPASS」の取扱いを開始しました。本サービスは、ウェブサイト上の質問に回答することでお客さまごとの資産運用プランを作成し、そのプランに基づき専門家が運用を行います。本サービスにより、お客さまの長期的な資産形成ニーズへの対応力を一層強化しています。

また、当社はデジタルチャネルによる利便性の提供にとどまらず、事業承継に伴う資産運用や相続対策など、高度な専門性を要する分野においては、グループ会社間で連携し、対面によるコンサルティング機能の強化に取り組んでいます。加えて、デジタルに不慣れなお客さまや、きめ細かなサポートを必要とされるお客さまに対しては、営業店職員による対面サポートを実施しています。各営業店に設置した遠隔相談ブースを活用し、本部の専門スタッフが相続手続き、信託、年金等に関する相談に対応することで、営業店を起点とした対面とデジタルの融合によるサービス提供を推進しています。

《法人戦略》

当社グループは、東京圏を地盤として培ってきた強固な顧客基盤を有しております。東京圏は大きなマーケットで、地域によって人々が抱える課題もさまざまですが、多様な課題に対応するグループ総合力、豊富な経験に基づく専門性の高い金融サービスの提供を通じて法人のお客さまとの信頼関係を構築しています。

また、「新たな社会価値や産業の創造」を重要な社会課題の一つと位置づけ、東京都をはじめとする自治体や専門家と連携し、スタートアップ企業に対して成長ステージに応じた包括的な支援を行っております。

この取組みの一環として、きらぼしコンサルティングが東京都の「TOKYO SUTEAM（多様な主体によるスタートアップ支援展開事業）」の協定事業者として、「東京・北欧スタートアップ海外展開アクセラレータープログラム」を開始しました。本プログラムでは、東京および北欧のスタートアップ各3社、計6社に対し1年間の相互進出支援を実施し、国際的なスタートアップ・エコシステムの構築に取り組みました。

海外事業分野においては、中国、ベトナム、タイなどの現地拠点や海外連携先を活用し、中堅・中小企業およびスタートアップの海外進出支援や、海外企業との協業支援を推進しています。

そのような中、当社グループが強みを発揮出来る領域におけるメイン先シェアの拡大を追求し、事業承継融資・出資にかかる高付加価値の提案により取引先の課題解決を支援しています。

また、きらぼし銀行は韓国のBNK慶南銀行と「スタートアップのグローバル進出支援に関する覚書」を締結し、日韓間のビジネスマッチングおよび海外展開支援体制の強化を図りました。また、きらぼし銀行は、ベトナムにおける金融サービス提供体制の強化および現地ネットワークの拡充を目的に、現地法人であるKiraboshi Business Consulting Vietnam Co., Ltd.（以下、「きらぼしベトナム」という）の拠点をホーチミン市の金融中心地であるトゥーティエムエリアへ移転しました。あわせて、きらぼしベトナムは、Shinhan Bank Vietnamと業務提携に関する基本合意書（MOU）を締結しました。本提携により、従来制約のあった現地での金融サービス提供機能を補完し、口座開設や融資、預金などを含む包括的なソリューションの提供体制を構築しました。

加えて、きらぼし銀行は、株式会社国際協力銀行と中堅・中小企業の海外事業支援に関する業務協力協定書を締結しました。本協定に基づき、海外ネットワークを活用したモニタリング体制を構築し、中堅・中小企業の資金支援および事業展開支援の一層の強化を図りました。

《経営基盤の強化とグループ経営資源配分の最適化》

中期経営計画の取組みの一環として、きらぼし銀行では対面チャネルで高い付加価値サービスを提供するため、2024年度より各営業店の営業担当者を支社へ集約する「支社体制」を順次進めてきました。2025年8月には横浜支社を開設し、全13支社への集約が完了しました。これにより、地域ごとの専門性の向上に加え、営業人員の最適配置および専門相談機能の強化を実現し、対面チャネルの質的向上と業務効率化の両立を図っています。

また、デジタルとリアルを融合した新たな顧客接点の拡充にも注力しており、相模原市にデジタル体験拠点「きらぼしDigitalラボ SAGAMIHARA」を開設しました。本拠点では、最新のデジタルコンテンツや、きらぼし銀行およびU I 銀行のアプリ体験を通じて地域の皆さまにデジタルを身近に感じていただくとともに、イベント情報や各種支援制度などの地域情報を提供しています。さらに、ローン相談を中心とした相談特化型店舗「きらぼしラウンジ北砂」を展開し、土日祝日も営業することで、お客さまの利便性向上と多様なニーズへの対応を図っています。

今後も地域特性に応じた店舗運営の効率化を進めるとともに、新たな形態の店舗展開により顧客接点の強化を図り、デジタルとリアルを融合したサービスの提供を一層推進してまいります。

《ウェルビーイングと人的資本経営》

当社グループは、役職員全員が共通して持つべき意識・価値観・考え方として、「社会貢献、組織の発展、自己実現、自らの幸せを実現させること」を掲げた「きらぼしフィロソフィー」を基軸に据え、人的資本経営を推進しています。同時に、「きらぼしフィロソフィー」を体現し、行動として実践する職員を「きらぼしびと」と定義し、3つの行動指針（“高い志”を持つひと、どうしたら出来るのかを常に考えるひと、結果にコミットし果敢に挑戦し続けるひと）のもと、付加価値の高いサービスを提供できる人材の育成に取り組んでいます。人的資本の価値を最大化する基盤整備として、職員一人ひとりのウェルビーイングを可視化するためのサーベイを継続的に実施しています。その結果を踏まえた施策の高度化を図ることで、組織コンディションのモニタリング精度が高まり、エンゲージメント向上や働きがいの改善につながる具体的な取組みを推進しています。

人材育成面では、お客さまに価値あるサービスを提供するために「個の強化」を重点テーマと位置づけています。具体的には、次世代を担う経営人材の育成を目的とした研修の実施、職員の専門性獲得と成長意欲を高めるための「育成を目的とした外部派遣」、最先端のデジタル技術を駆使して新しい価値を提供できる「デジタル人材の採用・育成」の強化等に取り組んでいます。加えて、さまざまなバックグラウンドを持つ専門人材の積極的な採用や、組織を牽引する女性リーダーの育成にも注力しています。

これらの取組みを通じて、採用・育成・人員配置を戦略的に推進し、グループ全体で付加価値の高いサービス提供を行える体制の構築を進めています。今後も人的資本への投資を継続・強化し、職員一人ひとりのウェルビーイング向上と組織の持続的成長の好循環を実現するとともに、企業価値の向上と社会への持続的な価値提供に努めてまいります。

《サステナビリティへの取組み》

当社グループでは、環境・気候変動への対応を経営戦略上の重要事項の一つとして位置づけ、お客さまのSDGs・脱炭素への取組みに対し、グループ一体で包括的なサポートを提供しています。また、中期経営計画におけるサステナビリティの取組みとして、Scope1・2における2030年度の「カーボンニュートラルの達成」と、Scope3における投融資先の温室効果ガス（GHG）削減の取組み支援を推進しています。

具体的な取組みとして、きらぼし銀行は、みずほ東芝リース株式会社が手がける学校向けESCO事業を支援しました。本事業では、東京都八王子市の小・中学校および義務教育学校における照明設備や屋内水栓設備の省エネ化、ならびに東京都あきる野市の小学校および小・中学校における空調設備・照明設備の省エネ化を実施しています。これにより、水道光熱費の削減に加え、CO₂排出量の大幅な削減（八王子市の事業では約60%削減見込み）が期待され、環境負荷の低減と地域社会への貢献に資する取組みとなっています。

さらに、当社グループは地域経済の活性化に向けた各種施策にも取り組んでいます。2025年度は江の島エリアの一層の賑わい創出を目的として、きらぼし銀行、U I銀行、きらぼしテックが連携し、新江ノ島水族館や片瀬西浜海水浴場を中心に複数のキャンペーンを実施しました。また、片瀬海岸東浜盆踊りフェスや片瀬海岸西浜火花大会といった地域イベントへの協賛を通じて、地域のにぎわい創出に貢献しています。

きらぼしグループは、引き続き、行政機関・外部機関等との連携ならびに地域スポーツ振興を通じて、地域経済・地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

（当社グループの業績）

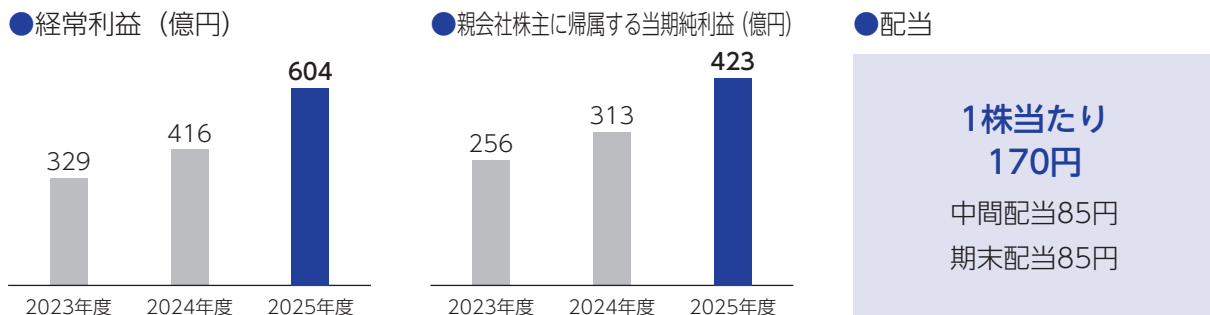
当社グループの連結業績につきましては、以下のとおりとなりました。

経常利益につきましては、前期比188億円増加し604億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比109億円増加の423億円となりました。

当連結会計年度の普通株式の配当につきましては、継続的かつ安定的な配当を実施する方針のもと、当期の利益水準に鑑み、前連結会計年度比1株当たり10円増配し、1株当たり170円（中間配当85円実施済、期末配当85円）の配当を実施することといたしました。

業績の主な増減要因につきましては、以下の主要な子会社である「（きらぼし銀行の業績）」に記載しております。

当社グループの業績



(きらぼし銀行の業績)

主要な子会社であるきらぼし銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

経常利益につきましては、経常収益が前期比293億円増加し1,581億円に、また経常費用は前期比130億円増加し1,015億円となった結果、前期比163億円増加の565億円となりました。

その要因につきましては、以下のとおりとなります。

経常収益につきましては、貸出金残高の増加や貸出金利回りの上昇等による貸出金利息の増加や、ファンド収益の増加等により有価証券利息配当金が増加したこと等で、資金運用収益が前期比179億円増加し、株式等売却益が前期比112億円増加したことなどから、前期比293億円の増加となりました。

経常費用につきましては、資金調達費用が前期比126億円増加したこと等で、前期比130億円増加しました。

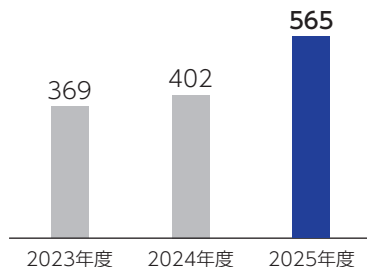
この結果、当期純利益につきましては前期比94億円の増加となりました。

貸出金の期末残高は、前期末比615億円増加の5兆145億円となりました。また、預金の期末残高は、前期末比618億円減少の5兆4,060億円となりました。

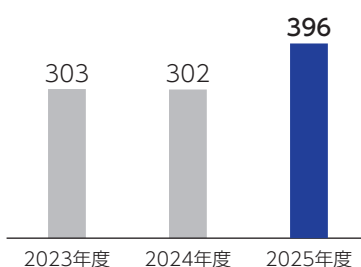
有価証券につきましては、期末残高は前期比113億円減少の8,181億円となりました。

きらぼし銀行の業績 (単体)

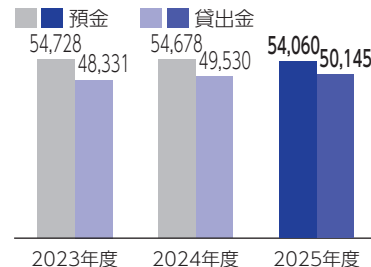
● 経常利益 (億円)



● 当期純利益 (億円)



● 預金・貸出金 (億円)



【きらぼし銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度	増 減
コア業務純益	39,916	46,332	6,416
与信費用	2,950	3,863	913
有価証券関係損益	3,533	13,502	9,969
経常利益	40,241	56,576	16,334
当期純利益	30,275	39,693	9,418
(連結)			
経常利益	41,460	57,791	16,331
親会社株主に帰属する当期純利益	31,097	40,445	9,348

	2024年度	2025年度	増 減
貸出金	4,953,017	5,014,524	61,507
預金	5,467,869	5,406,026	△61,843

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【企業集団の対処すべき課題】

「金融にも強い総合サービス業」を将来像に掲げる当社はこれまで、ビジネス構造の改革とグループ連携を通じた持続可能な成長モデルの構築を進めるとともに、店舗・人員・システムを中心とした合理化施策により経費削減を進めるなど、経営の効率化を推進してまいりました。

当社グループを取り巻く経営環境を見ると、国内経済は、雇用・所得環境の改善や賃上げの動きを背景に緩やかな回復基調を維持しているものの、海外では米中関係の動向ウクライナ・中東情勢などの地政学リスクの長期化、資源・原材料価格の高騰、急激な為替変動などにより、依然として不透明な状況が続いています。国内では金利政策の転換に伴う金利上昇、人手不足の深刻化、物価高騰に加え、デジタル技術の進展による競争環境の変化など、経営環境は大きく変化しています。さらに、環境・社会課題への関心の高まりや価値観の多様化を背景に、お客さまのニーズは高度化・複雑化し続けており、金融機関に求められる社会的使命は大きな転換期を迎えています。

こうした環境下、当社グループはパーパス「T O K Y O に、つくそう。」のもと、お客さまや地域の多様な問題解決に金融の常識を超えてコミットし、新たな価値提供を通じて、お客さま・地域とともに成長し続ける金融グループを目指しています。

また、当社においては、収益力の強化と収益構造の見直し、自己資本の充実と一層の経営効率化を推進するとともに、グループ統合リスク管理およびコンプライアンス管理などグループガバナンスの強化がこれまで以上に重要になると考えています。

当社グループは、課題に対処するため、以下の項目について取り組んでまいります。

(デジタル戦略)

デジタルバンク「U」銀行]、フィンテックサービスを展開する「きらぼしテック」をデジタル戦略の中核に、グループ各社との連携によるグループ内サービスの相互利用を通じて、デジタルプラットフォームの機能・サービスを強化します。あわせて、デジタルを起点とした対面・非対面サービスを融合し、外部パートナーと連携した金融サービス提供（BaaS）による、金融・非金融サービスが一体となった総合サービスの提供を実現してまいります。

さらに、法人・個人のお客さまの多様なニーズに対応するためにグループ会社の機能を拡充し、グループで提供するサービスの質を高めることで、グループシナジーの創出・拡大を図ってまいります。加えて、デジタル関連の商品・サービスの企画開発や業務効率化など当社グループのDX推進についても、デジタル人材の獲得・育成を図りながら取り組んでまいります。

(個人戦略)

高齢化が進展する中、きらぼし銀行の預金取引の大半を占めるシニア層との信頼関係を次世代につなげるため、外部機関との連携などにより、金融と非金融双方でシニア層のニーズへお応えしてまいります。また、富裕層、オーナー層などのお客さまが抱える課題に対し、長期目線でお客さまに寄り添い、長期的な時間軸の中でお客さまと信頼関係を築き、当社グループ各社から真にお客さまのニーズに合ったサービスを提供してまいります。

また、当社グループは、きらぼし銀行の営業店・本部、きらぼしライフデザイン証券などグループ各社が一体となった営業体制を構築し、お客さまのニーズに多様なチャネルで柔軟に対応し、コンサルティングを起点としたサービスの充実を図ってまいります。

さらに、グループリソースを活用して、より高付加価値な提案や利便性の高いサービスを提供し、顧客課題の解決を一層支援してまいります。

(法人戦略)

創業から成長期、成熟期までのお客さまの多様な課題にお応えするため、きらぼし銀行の従来型の融資取引にとどまらず、ストラクチャードファイナンスやメザニンファイナンス、きらぼしキャピタルのファンドを通じたエクイティ投資、投資先へのハンズオン支援、海外展開支援など、多様な形でご支援できるよう、グループ全体でソリューション機能の強化に取り組むとともに、適切なアセットコントロールと仲介機能を発揮し、アセットの回転による収益獲得を目指しております。また、お客さまとのリレーションを深め、取引メイン化の促進、外部連携ファンドとのハブ機能の発揮に向け、きらぼし銀行がコーディネーターとなり案件の実行を実現するとともに、迅速な対応を図るため、案件検討体制や審査・リスク管理態勢をさらに強化してまいります。

社会的な課題の一つとなっている中小企業の事業承継に対しては、グループ各社の機能を活用し、オーナーさまの意向に沿った解決策の提案を行ってまいります。

(自己資本の充実)

金融機関における競争環境が変化する中で、経営の健全性を確保し、ステークホルダーの皆さまのご期待に適切に応えていくため、自己資本の充実と財務基盤の拡充に取り組むことが重要です。

当社グループでは、適切なリスク・アセットのコントロールにより健全な自己資本比率を確保し、収益力の強化と株主への利益還元のバランスを図ることで、企業価値の向上を目指します。

なお、当社は2026年5月8日開催の取締役会で、第1回第一種優先株式については三井住友信託銀行株式会社から当社普通株式を対価とする取得請求を行う意向である旨の連絡を受け、当該取得を前提とした当該普通株式の売出し及び普通株式を対価として取得した第1回第一種優先株式の消却、第二種優先株式については金銭を対価とする取得条項に基づく当該優先株式の取得及び消却を決議しております。従来は優先株式償還原資確保に向けた内部留保の蓄積を行ってきました。今般、第二種優先株式400億円の取得により自己資本が減少いたしますが、今後は優先株式償還を踏まえた柔軟な資本政策が選択肢として増えると共に、適切な経営資源の配分によるグループ最適事業ポートフォリオの構築、ベース経費削減と必要なDX投資による経営基盤の強化、リスクカテゴリーごとのアセットコントロールによりRORA向上を進めてまいります。

(経営基盤の強化とグループ経営資源配分の最適化)

お客さまの利便性向上、高付加価値を提供するために支社体制への移行や店舗再編を行うことでコスト削減を進めるとともに、お客さまのニーズに合わせた拠点の設置、各種合理化・高度化のための前向きな投資を行い、戦略分野への人員配置と人材育成、DX化等で効率化による生産性の向上を進めてまいります。

(サステナビリティへの取組み)

サステナブルファイナンスをはじめ、SDGs評価プログラム等複合的なサービスの提供により、SDGsに掲げられるさまざまな社会的課題の解決に向けて、ESG地域金融の観点から積極的に支援を行ってまいります。また、多様化するお客さまの問題解決に向け、引き続きグループの総合力強化を図るとともに、外部機関との更なる連携強化を進め、付加価値の高い金融サービスを通じて、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

(ウェルビーイングと人的資本経営)

「きらぼしフィロソフィー」を実践する「きらぼしびと」の育成に向け、3つの行動指針のもと、希望するキャリアデザインに基づく外部派遣制度等による「自発性」の喚起、高度な専門人材を育成する「研修制度」の充実、気づきと学びの場の提供による「自己研鑽」の支援などを行ってまいります。

当社グループでは、お客さまへの高い価値提供を実現するにあたり、「人材」が最も重要な経営資本と捉えており、職員一人ひとりが自らの価値を高め、企業価値向上に貢献することを目指しております。全職員が「きらぼしびと」を体現し、お客さまの課題解決につながる、より専門性の高いプロフェッショナルリティを磨き、成果を出していくための投資や制度づくりに積極的に取り組んでまいります。

(グループリスク管理)

「グループ事業戦略」・「経営ビジョン」の堅確な達成と「金融にも強い総合サービス業」の具現化を下支えすべく、当社が定める「グループリスク管理基本方針」に基づき、信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクなどを的確に管理し、適切なリスクテイクを可能とするリスクマネジメント手法の高度化を図っています。オペレーショナルリスクでは、事務リスクなどに加え、利便性と安全性の高いサービスを提供するため、サイバーセキュリティ対応の向上に取り組んでまいります。

また、昨今のマネー・ローンダリングや預金口座不正利用等の防止の重要性に鑑み、当社グループのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等を統括する部署として、「金融犯罪対策室」を設置いたしました。今後ともマネー・ローンダリングや預金口座不正利用等の金融犯罪の防止に努めてまいります。

(コンプライアンス)

コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと捉え、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を進めることで、業務の健全性と適切性の確保に努めています。

株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される地域金融グループとしての社会的責任を果たしていくため、当社が定める「コンプライアンス・プログラム」に基づき、徹底したコンプライアンス管理態勢の構築に努め、リスクオーナーシップの確立など企業倫理が徹底・浸透できる態勢の構築をさらに進めてまいります。

(コーポレート・ガバナンス)

コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、社外役員・外部有識者の知見も活用したうえでグループ経営管理態勢や監督機能の強化を進めるとともに、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

当社は中期経営計画に基づき、グループの中核企業であるきらぼし銀行、デジタルバンク「U1銀行」等、全グループ会社における総合ソリューションの提供を通じて、東京圏の社会課題の解決に取り組んでまいります。その結果として、収益の安定化、事業収益の多様化に伴う収益の増加並びにOHRやROE等経営指標の改善を図ることで、すべてのステークホルダーの皆さまとの互恵関係を築くとともに、地域経済と地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

(2) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業
設備投資の総額	7,934

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社きらぼし銀行	相模原南口ビル改修工事	1,220
		青山本店改修工事等	1,067
		ソフトウェア	1,001
	株式会社U I 銀行	ソフトウェア	999
証券業	きらぼしライフデザイン証券株式会社	ソフトウェア	126

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ハ 重要な設備の除却等

(単位：百万円)

会社名	内容	金額
株式会社きらぼし銀行	店舗用土地 (中野出張所 他 2 件)	1,249

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社 きらぼし銀行	東京都港区 南青山3-10-43	銀行業	百万円 43,734	% 100.00
株式会社U I 銀行	東京都港区 南青山3-10-43	銀行業	百万円 13,625	% 100.00
きらぼしビジネス オフィスサービス株式会社	東京都港区 南青山3-10-43	給与計算等バックオフィス業務	百万円 10	% 100.00
東京きらぼしリース 株式会社	東京都千代田区 神田小川町3-3	総合リース業	百万円 305	% 100.00
きらぼしシステム 株式会社	東京都千代田区 神田小川町3-3	コンピューター関連サービス業	百万円 20	% 100.00
株式会社きらぼし コンサルティング	東京都港区 南青山3-10-43	企業経営に関する総合コンサルティング の業務、セミナー、講演会の開催	百万円 50	% 100.00

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
きらぼしJCB 株式会社	東京都豊島区 東池袋2-61-3	クレジットカード業務	百万円 30	% 100.00
きらぼしキャピタル 株式会社	東京都港区 南青山3-10-43	投資事業組合（ファンド）の組成・運営 等に関する業務	百万円 75	% 100.00
きらぼしライフデザイン 証券株式会社	東京都港区 南青山3-10-43	証券業	百万円 3,000	% 100.00
株式会社 ビー・ブレーブ	東京都中央区 日本橋3-5-14	広告企画制作業	百万円 260	% 100.00
きらぼしテック 株式会社	東京都港区 南青山3-10-43	資金移動業	百万円 100	% 95.00
株式会社 アイティーシー	東京都豊島区 南池袋1-16-15 ダイヤゲート池袋	システム開発業	百万円 50	% (100.00)
KCPエクイティア シスト1号投資事業 有限責任組合	東京都港区 南青山3-10-43	ファンド運営業	百万円 6,516	% (100.00)
きらぼし信用保証 株式会社	東京都千代田区 神田小川町3-3	住宅ローン等の保証業務	百万円 760	% (100.00)
八千代信用保証 株式会社	東京都千代田区 神田小川町3-3	住宅ローン等の保証業務	百万円 342	% (100.00)
きらぼしビジネス サービス株式会社	東京都北区 滝野川3-1-1	メール、回金、事務集中業務、広告宣伝 用品等の調達・管理業務	百万円 10	% (100.00)
綺羅商務諮詢 (上海)有限公司 (Kiraboshi Business Consulting Shanghai Co., Ltd.)	中国上海市黄浦区 淮海中路918号 久事復興大廈 24-C1室	コンサルティング業務	米国ドル 25万 (23百万円)	% (100.00)
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	The Mett Building, 15 Tran Bach Dang Street, Thu Thiem Ward, Thu Duc City, Ho Chi Minh City, Vietnam	コンサルティング業務	米国ドル 25万 (26百万円)	% (100.00)
きらぼし債権回収 株式会社	東京都渋谷区宇田川 町33-7	債権管理回収業	百万円 500	% (100.00)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
A & K Cメザニン・ ファイナンス1号投資 事業有限責任組合	東京都港区 南青山3-10-43	ファンド運営業	百万円 22,376	—
スカイオーシャン・アセット マネジメント株式会社	神奈川県横浜市西区 みなとみらい 3-1-1	投資信託委託業務	百万円 300	% 15.00
株式会社きらぼし インシュアランス エージェンシー	東京都渋谷区宇田川 町33-7	保険代理店業務	百万円 2,530	% (37.70)
信銘冠嘉商務諮詢 (北京)有限公司 (StarBridge business consulting (Beijing) Co., Ltd.)	中国北京市大興区 金盛大街2号院 5号楼1階101-32	コンサルティング業務	中国元 100万 (19百万円)	% (39.00)

- (注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」欄の()欄は、間接議決権比率であります。
3. K C P エクイティアシスト1号投資事業有限責任組合は、本決算期より重要性が増したため、連結子会社となりました。また、資本金欄は2026年3月31日現在の出資金を、単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 綺羅商務諮詢(上海)有限公司の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
5. KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDの資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
6. A & K Cメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合は、本決算期より重要性が増したため、連結子会社となりました。また、資本金欄は2026年3月31日現在の出資金を、単位未満を切り捨てて表示しております。
7. 信銘冠嘉商務諮詢(北京)有限公司の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
8. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社ならびに株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー、信銘冠嘉商務諮詢(北京)有限公司は、当社の持分法適用関連会社であります。
9. 当社に親会社はありませんので、親会社の状況については記載しておりません。

重要な業務提携の概況

きらぼし銀行は、横浜銀行との間で「業務提携に関する基本合意書」(東京・神奈川ソリューションコネクト)を締結し、法人部門や事務部門において連携を行っております。

(4) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員状況

(2025年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
渡邊 壽 信	代表取締役社長 グループCEO 監査部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
常 久 秀 紀	代表取締役副社長 グループCFO グループCIO グループCSuO 経営企画部 担当		
野邊田 覚	代表取締役専務執行役員 グループCRO リスク管理部 連携推進部 担当		
三 浦 毅	取締役常務執行役員 人事部 HM室 担当	株式会社U1銀行 代表取締役 会長 きらぼしライフデザイン証券株式会社 取締役副会長	
吉 野 岳 志	取締役常務執行役員 デジタル営業戦略部 法人営業戦略部 個人営業戦略部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役専務執行役員 (代表取締役)	
加賀見 彰 之	取締役執行役員 事業戦略部長		
高 橋 ゆ き	取締役 (社外取締役)	株式会社ベアーズ 創業者 取締役副社長 株式会社YEEY 取締役 東京商工会議所 副会頭 日本商工会議所 特別顧問 東京商工連盟 副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長 一般社団法人日本ウェルビーイング推進協議会 理事 一般社団法人日本フェムテック協会 理事	
野 村 修 也	取締役 (社外取締役)	中央大学法科大学院 教授 森・濱田松本法律事務所 弁護士	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小林 治彦	取締役（社外取締役）	公益財団法人東京屋外広告協会 理事 一般財団法人全国商工会議所共済会 理事 日本小売業協会 常任理事 公益財団法人東京都教育支援機構 理事 社会福祉法人東京都共同募金会 理事長 公益財団法人日本チャリティ協会 理事 一般社団法人日本商事仲裁協会 理事 東京信用保証協会 理事 公益社団法人産業教育振興中央会 理事 公益財団法人全国中小企業振興機関協会 理事 東京販売士協会 副会長 東京都産業教育振興会 副会長 公益財団法人東京観光財団 監事 株式会社世界貿易センタービルディング 監査役	
坪井 克哉	常勤監査役		
内田 秀樹	監査役	株式会社きらぼし銀行 常勤監査役	
稲葉 喜子	監査役（社外監査役）	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 税理士法人はやぶさ会計 シニアパートナー 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役 兼松株式会社 社外監査役 保森監査法人 代表社員	
東道 佳代	監査役（社外監査役）	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 日本郵便輸送株式会社 社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役 テラテクノロジー株式会社 社外取締役	

- (注) 1. 取締役高橋ゆき氏、取締役野村修也氏、取締役小林治彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役稲葉喜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役高橋ゆき氏、取締役野村修也氏、取締役小林治彦氏、監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 2025年6月25日付で、取締役西尾昇治氏が退任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	当社からの報酬等の総額	当社の子会社からの報酬等の総額						
			固定報酬	業績連動報酬		固定報酬	業績連動報酬		
				現金報酬	株式報酬		現金報酬	株式報酬	
取締役	10名	302	154	66	81	82	36	20	25
監査役	4名	37	37	—	—	14	14	—	—
計	14名	340	192	66	81	96	50	20	25

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社の取締役が、当社の子会社であるきらぼし銀行の取締役及び監査役を兼職中に、同行から当社取締役及び監査役へ支払われた報酬等については、「当社の子会社からの報酬等の総額」の欄に記載しております。
 3. 業績連動報酬には、当期の費用計上額を記載しております。
 4. 当社には、使用人兼務取締役はおりません。
 5. 上記支給人数には、2025年6月25日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって任期満了となった取締役1名を含んでおります。

ロ 業績連動報酬等に関する事項

① 報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受け取る報酬等は、基本報酬としての「固定報酬」（月額報酬）と、「業績連動報酬」として中期経営計画の短期的な目標計数等に連動する「現金報酬」と中期経営計画の中長期的な目標計数等に連動する「株式報酬」から構成されます。報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、役位に応じて30%～35%を目安としております。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

また、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から業績連動報酬の対象としておりません。

② 業績連動報酬（短期業績：現金報酬）

業績連動報酬（現金報酬）は、役位別に定めた額を基準とし、業績目標の達成度合い及び担当部門業績評価に応じて乗率を決定の上、支給額を算定し、算定結果について指名・報酬協議会で検討を行い、検討結果を基に取締役会で審議の上、支給額を決定し毎年一定の時期に支給する方針としております。

業績に連動する指標は、対応する評価対象期間に係るきらぼし銀行の①コア業務純益、当社の②当期純利益であります。業績に連動する指標としてきらぼし銀行のコア業務純益を選定した理由は、当社の経営課題である収益力強化を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。また、業績に連動する指標として当社の当期純利益を選定した理由は、役務収益の増強やコスト効率化を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。

当事業年度中に支給された2024年度に係る短期業績に連動する指標の目標及び実績

指標	目標	実績
コア業務純益	346.8億円	399.1億円
当期純利益	245.0億円	313.6億円

③ 業績連動報酬（中長期業績：株式報酬）

非金銭報酬として、株式交付信託を利用した株式報酬制度を導入しており、役位別に定めた基礎金額及び2024年3月31日における当社株式の終値を基に、業績目標の達成度合いに応じて乗率を決定の上、付与ポイント数を算定し、算定結果について指名・報酬協議会で検討を行い、検討結果を基に取締役会で審議の上、付与ポイント数を決定しております。

業績に連動する指標は、対応する評価対象期間に係るきらぼし銀行の①OHR（コア業務粗利益ベース）、当社の②ROEであります。業績に連動する指標としてきらぼし銀行のOHRを選定した理由は、当社の経営課題である高コスト体質の改善を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。また、業績に連動する指標として当社のROEを選定した理由は、経営の効率性の向上を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。

なお、取締役がポイント数に相当する当社株式の交付を受ける時期は、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与日の同事業年度内）とし、退任までの期間において譲渡制限を付けております。

当事業年度中にポイント付与された2024年度に係る中長期業績に連動する指標の目標及び実績

指標	目標	実績
OHR（コア業務粗利益ベース） （経費÷コア業務粗利益）	60.45%	57.93%
ROE	6.85%	8.51%

ハ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第1回定時株主総会において、取締役が年額250百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）、監査役が年額80百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。第1回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）です。また、上記取締役の金銭報酬の限度額とは別枠で、2022年6月22日開催の第8回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の限度額は、2021年9月から2024年4月までの期間を対象として合計229百万円とすること、及び、株式報酬のために当社が金銭を拠出することにより設定する信託の信託期間を延長する場合は、延長した信託期間の年数に86百万円を乗じた金額を上限とすることが決議されております。第8回定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

二 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能し、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、「役員報酬ポリシー」（取締役の報酬を決定するに当たっての方針）を2018年6月28日開催の取締役会において決議いたしました。また、「役員報酬ポリシー」を踏まえた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針として「取締役報酬規程」「株式交付規程」を2018年6月28日開催の取締役会において決議いたしました。

「役員報酬ポリシー」「取締役報酬規程」「株式交付規程」を決議するに当たっては、当社社外取締役2名を含む取締役3名にて構成し、委員長は社外取締役が務めている「指名・報酬協議会」での協議を経て、検討結果を基に当社の取締役会で決定しております。「指名・報酬協議会」は、ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、形式面及びプロセスの妥当性や業績連動方法等を含め、当社及びグループ会社の取締役報酬額の検討を行うことを目的に設置しております。

② 決定方針の内容の概要

当社取締役会は、経営陣の健全かつ適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、東京圏に新型タイプの都市型地銀を創造していくという考え方にに基づき、迅速・果敢な意思決定を行ってまいります。

このような考え方のもと、当社グループ取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬としての固定報酬（月額報酬）に加え、短期的な業績に連動する現金報酬（毎年1回支給予定）と、中長期的な業績に連動する株式交付信託を利用した株式報酬とを組み合わせた報酬としています。取締役の各報酬の報酬総額に対する割合は、役位に応じて、月額報酬を65～70%、短期業績に連動する現金報酬を15%、株式報酬を15～20%とすることを目安としております。

業績に連動する指標には、中期経営計画の目標計数を用いることとし、取締役自らが中期経営計画の達成を目指す報酬制度を構築することにより企業価値向上を図ってまいります。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針としての「取締役報酬規程」「株式交付規程」において、月額報酬は、役位別及び取締役の等級別に基準額を定めております。業績連動報酬（現金報酬）は、役位別に基準額を定め、業績に連動する指標及び担当部門業績評価を用いて乗率を決定のうえ支給額を算定し、取締役会において決定することとしております。業績連動報酬（株式報酬）は、役位別に基礎金額を定め、業績に連動する指標を用いて乗率を決定のうえ付与ポイント数を算定し、取締役会において決定することとしております。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会に対して決定方針に沿うものである旨を答申しておりますが、取締役会としても、かかる検討の過程及び答申の内容は合理的であると判断したため、これを尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
高橋 ゆき (取締役)	株式会社ベアーズ 創業者 取締役副社長 株式会社YEEY 取締役 東京商工会議所 副会頭 日本商工会議所 特別顧問 東京商工連盟 副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長 一般社団法人日本ウェルビーイング推進協議会 理事 一般社団法人日本フェムテック協会 理事
野村 修也 (取締役)	中央大学法科大学院 教授 森・濱田松本法律事務所 弁護士
小林 治彦 (取締役)	公益財団法人東京屋外広告協会 理事 一般財団法人全国商工会議所共済会 理事 日本小売業協会 常任理事 公益財団法人東京都教育支援機構 理事 社会福祉法人東京都共同募金会 理事長 公益財団法人日本チャリティ協会 理事 一般社団法人日本商事仲裁協会 理事 東京信用保証協会 理事 公益社団法人産業教育振興中央会 理事 公益財団法人全国中小企業振興機関協会 理事 東京販売士協会 副会長 東京都産業教育振興会 副会長 公益財団法人東京観光財団 監事 株式会社世界貿易センタービルディング 監査役
稲葉 喜子 (監査役)	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 税理士法人はやぶさ会計 シニアパートナー 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役 兼松株式会社 社外監査役 保森監査法人 代表社員
東道 佳代 (監査役)	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 日本郵便輸送株式会社 社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役 テラテクノロジー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 当社の子銀行であるきらぼし銀行は、高橋ゆき氏が取締役副社長を務める株式会社ベアーズと、社員の福利厚生にかかる取引を行っており、社員の家事代行サービス等の利用に対し、補助として年額1百万円未満を支払っております。これは、きらぼし銀行及び株式会社ベアーズ双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
2. 社外監査役東道佳代氏の職務上（弁護士）の氏名は、黒澤佳代であります。

3. 当社グループは、野村修也氏が所属する森・濱田松本法律事務所に所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同氏との間に法律事務に関する契約関係はなく、同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。また、同事務所に対し2025年度に業務委託費用として年間1百万円未満の報酬を支払っております。同事務所への支払いは年額1百万円未満であり、これはきらぼし銀行及び同事務所双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は経営陣からの独立性を有していると判断しております。
4. 当社の子銀行であるきらぼし銀行は、社外監査役の東道佳代氏が所属する光和総合法律事務所に所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同法律事務所及び同氏との間に法律事務に関する契約関係はなく、同法律事務所及び同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
5. その他の兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
高橋 ゆき (取締役)	8年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席	取締役会において、一般事業会社の創業・経営者としての経験から、審議に必要な発言や当社グループの商品・サービス向上に資する提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員長としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
西尾 昇 治 (取締役)	6年	当事業年度開催の取締役会3回のうち3回出席	取締役会において、中小企業に対する経営相談、再生支援、事業承継等に関する豊富な経験から、審議に必要な発言や当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上に資する提言を行いました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っていました。
野村 修 也 (取締役)	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回出席	取締役会において、大学院の教授としての専門知識に加え、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言や当社のコーポレート・ガバナンスの向上に資する提言を行っております。

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
小林 治彦 (取締役)	9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席	取締役会において、中小企業経営に関する事業者へのヒアリングや調査研究に関する豊富な経験から、審議に必要な発言や当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上に資する提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
稲葉 喜子 (監査役)	11年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回出席、監査役会13回全てに出席	取締役会及び監査役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っており、幅広い見識を当社グループの監査体制に反映しております。
東道 佳代 (監査役)	11年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席、監査役会13回全てに出席	取締役会及び監査役会において、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っており、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	43	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある場合における当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

また、中期経営計画（2024年～2026年度）において、優先株式償還後も「配当性向20%程度」を目安としております。

(ご参考)

きらぼしのサステナビリティ

きらぼしグループでは、気候変動の対応を経営戦略上の重要事項と位置づけ、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）宣言へ賛同するほか、地域経済・地域社会の持続的発展に貢献すべく、「社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」や「環境方針」等を策定しております。グループ一体となり、お客さまのSDGs・脱炭素への取組みにかかる多様なニーズに対しワンストップで包括的なサポートを提供するとともに、グループ自身のCO₂排出量削減への取組み強化を図ることで、脱炭素社会の実現を目指します。

環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）のESGの視点を経営に取り入れ、さまざまなステークホルダーの皆さまとのつながりの中で社会課題に対応することで、経済的価値と社会的価値をともに創造してまいります。

サステナビリティ方針

東京きらぼしフィナンシャルグループは、経営理念に基づく企業活動を通じ、地域社会の持続的な発展への貢献と中長期的な企業価値向上に努めます。また、すべてのステークホルダーとの対話を通じ、情報開示の充実に努めます。

グループ役職員一人ひとりが、お客さまの価値向上に取組み、気候変動や社会的課題への対応に積極的な役割を果たします。

環境方針

東京きらぼしフィナンシャルグループは、本業を通じた経済活動や自らの企業活動において環境問題の解決に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

▶事業活動を通じた支援

商品・サービス・情報の提供を通じて、環境問題に取組むお客さまを支援します。

▶地域社会の環境保全活動

地域社会と連携しながら、地域の環境保全を推進します。

▶関連法令の遵守

環境に関する法令・規則・協定等を遵守します。また、持続可能な社会の実現に向けた社会的要請を企業活動につなげます。

▶環境負荷の削減

省資源、省エネルギー、リサイクル等を推進し、事業活動における環境負荷の削減に努めます。

▶役職員への啓蒙

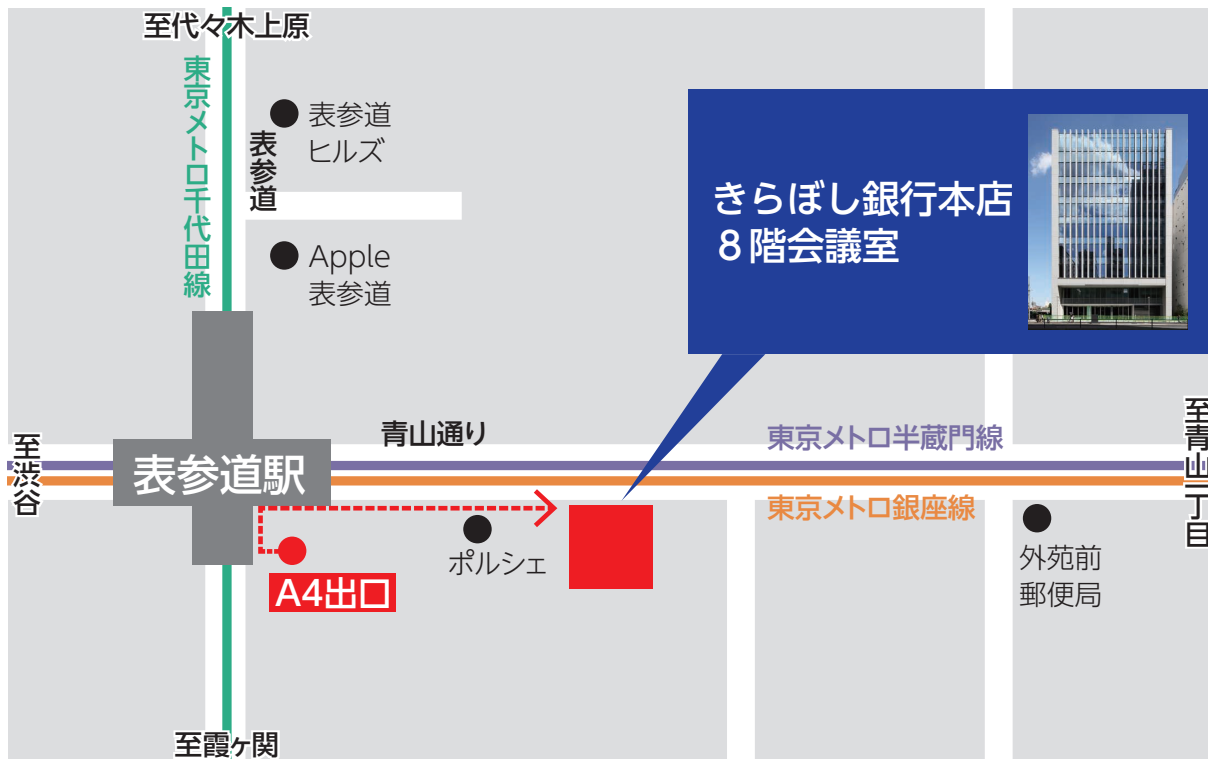
企業としての取組みを通じて役職員一人ひとりが環境問題に関する認識を深め、積極的に環境保全活動に取り組むよう意識の高揚を図ります。

株主総会会場のご案内

会場

きらぼし銀行本店
8階会議室

東京都港区南青山三丁目10番43号



交通手段

東京メトロ

●銀座線 ●千代田線 ●半蔵門線 「表参道駅」 A4出口 より徒歩約3分

ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

経営企画部 TEL 03-6447-5794



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

電子提供措置の開始日2026年6月2日

第12回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

当社の現況に関する事項の一部
会社役員に関する事項の一部
当社の株式に関する事項
当社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
業務の適正を確保するための体制
特定完全子会社に関する事項
親会社等との間の取引に関する事項
会計参与に関する事項
連結計算書類
計算書類
監査報告書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

当社の現況に関する事項

企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	125,291	138,331	160,872	199,262
経常利益	30,774	32,968	41,652	60,478
親会社株主に帰属する当期純利益	21,150	25,652	31,361	42,357
包括利益	10,983	42,048	11,542	57,552
純資産額	326,972	365,129	371,316	423,440
総資産	6,742,149	7,193,503	7,094,566	7,317,357

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2022年7月1日付で、株式会社ビー・ブレードの株式を取得し、当社の連結子会社といたしました。また、2022年10月3日付で、当社の連結子会社であるきらぼし銀行は、エイチ・エス債権回収株式会社の株式を取得し、連結子会社といたしました。なお、同社は2023年4月1日付で、「きらぼし債権回収株式会社」に商号変更いたしました。
3. 当社の持分法適用関連会社である株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーにおいて、その子会社が財務戦略の一環として不動産の売却を実施し、当該売却益を原資に株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーに対して期末配当を実施しました。2022年度の経常収益には当該配当を主とした、持分法による投資利益3,564百万円を含んでおります。
4. 2023年10月2日付で、当社の連結子会社であるきらぼしシステム株式会社は、システム開発業を主な事業とする株式会社アイティーシーの全株式を取得し、当社の連結子会社といたしました。
5. 2023年10月31日付で、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼし債権回収株式会社は、アルゴジャパン債権回収株式会社より事業譲受をいたしました。

□ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益	5,211	6,684	12,245	9,156
受取配当金	3,300	4,253	9,644	5,980
銀行業を営む子会社	3,285	4,238	9,633	5,768
その他の子会社	14	14	10	211
当期純利益	3,479	4,326	9,491	5,922
1株当たり当期純利益	円 銭 106 99	円 銭 133 53	円 銭 303 45	円 銭 175 17
総資産	218,257	222,133	230,633	235,445
銀行業を営む子会社株式等	201,151	204,651	209,151	218,651
その他の子会社株式等	14,634	14,634	14,634	14,634

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2023年度にU I 銀行の増資3,500百万円を引き受けたことにより、銀行業を営む子会社株式等が増加しております。
 3. 2024年度にU I 銀行の増資4,500百万円を引き受けたことにより、銀行業を営む子会社株式等が増加しております。
 4. 2025年度にU I 銀行の増資9,500百万円を引き受けたことにより、銀行業を営む子会社株式等が増加しております。

企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀行業	その他
使用人数	2,064人	680人

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

① きらぼし銀行

			当 年 度 末	
東	京	都	119店 (うち出張所	5)
神	奈	川	41 (2)
埼	玉	県	3 (—)
千	葉	県	1 (—)
合	計		164 (7)

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を57ヵ所、京王電鉄駅構内のATMを11駅に設置しております。
2. ブランチ・イン・ブランチ（店舗内店舗）方式での拠点集約による営業拠点数は101拠点です。

② UI銀行

本社（東京都港区）

ロ その他の事業

会 社 名	主要な営業所等
当社	本社（東京都港区）
きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社	本社（東京都港区）
東京きらぼしリース株式会社	本社（東京都千代田区）
きらぼしシステム株式会社	本社（東京都千代田区）
株式会社きらぼしコンサルティング	本社（東京都港区）
きらぼしJCB株式会社	本社（東京都豊島区）
きらぼしキャピタル株式会社	本社（東京都港区）
きらぼしライフデザイン証券株式会社	本社（東京都港区）
株式会社ビー・ブレーブ	本社（東京都中央区）
きらぼしテック株式会社	本社（東京都港区）
株式会社アイティーシー	本社（東京都豊島区）
KCPエクイティアシスト1号投資事業有限責任組合	本社（東京都港区）
きらぼし信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
八千代信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
きらぼしビジネスサービス株式会社	本社（東京都北区）
綺羅商務諮詢（上海）有限公司	本社（中国・上海市）
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	本社（ベトナム・ホーチミン市）
きらぼし債権回収株式会社	本社（東京都渋谷区）
A&KCメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合	本社（東京都港区）
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	本社（神奈川県横浜市）
株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー	本社（東京都渋谷区）
信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司	本社（中国・北京市）

主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
三井住友信託銀行株式会社	4,900百万円	2,290千株	7.51%
株式会社きらぼし銀行	4,470百万円	一千株	—%
オリックス株式会社	10,000百万円	一千株	—%
株式会社SBI新生銀行	7,919百万円	一千株	—%
株式会社第四北越銀行	2,814百万円	一千株	—%

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 4. 株式会社きらぼし銀行は、当社の完全子会社であります。
 5. 三井住友信託銀行株式会社からの借入は、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしテック株式会社の株式を取得するための原資として行った借入です。
 6. きらぼし銀行からの借入は、U I 銀行等の連結子会社への出資のために行った借入です。
 7. オリックス株式会社からの借入は、株式会社きらぼし銀行からの借入金の返済に充当しております。
 8. 株式会社SBI新生銀行からの借入は、株式会社きらぼし銀行が同行に債権譲渡したものです。
 9. 株式会社第四北越銀行からの借入は、株式会社きらぼし銀行が同行に債権譲渡したものです。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

(第1回第一種優先株式の普通株式への転換及び消却)

当社が発行する第1回第一種優先株式の全部を保有する三井住友信託銀行株式会社より、その保有する当該優先株式の全部について、第1回第一種優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権に基づき、当社普通株式を対価とする取得請求を、第1回取得請求日に行う意向である旨、及び第2回取得請求日に行う予定である旨の連絡を受けております。これに伴い、普通株式への転換(以下「本転換」といいます。)がなされます。

なお、2026年5月8日開催の取締役会において、会社法第178条に基づき、第1回取得請求日及び第2回取得請求日に当社普通株式を対価とする取得請求が行われ当社が当該優先株式の全部を取得することを前提に、当社が取得する当該優先株式の全部を第2回取得請求日付で消却することを決議しております。

第1回第一種優先株式の普通株式への転換及び消却の概要

1. 第1回第一種優先株式の普通株式への転換の概要

(1) 発行済第1回第一種優先株式数（本転換前）	750,000株
(2) 第1回取得請求日付で転換する第1回第一種優先株式数	560,000株
(3) 第2回取得請求日付で転換する第1回第一種優先株式数	190,000株
(4) 未行使の第1回第一種優先株式数（本転換後）	0株
(5) 第1回取得請求日付の転換により増加する普通株式数	4,105,571株
(6) 第2回取得請求日付の転換により増加する普通株式数	1,392,961株
(7) 本転換により増加する普通株式数	5,498,532株

2. 第1回第一種優先株式の消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	第1回第一種優先株式	
(2) 消却する株式の数	750,000株（発行済第1回第一種優先株式の全部）	
(3) 消却予定日	第2回取得請求日（第1回取得請求日に応じた以下の年月日）	
	第1回取得請求日	消却予定日
	2026年5月19日	2026年5月27日
	2026年5月20日	2026年5月28日
	2026年5月21日	2026年5月29日
	2026年5月22日	2026年6月1日

(注) 消却については、第1回取得請求日及び第2回取得請求日に当社普通株式を対価とする取得請求が行われて当社が当該優先株式の全部を取得することを条件とします。

(第二種優先株式の取得及び消却)

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、第二種優先株式に係る金銭を対価とする取得条項に基づき、当該優先株式の全部を取得すること、及び取得する当該優先株式の全部を会社法第178条の規定に基づき消却することを決議しました。

1. 第二種優先株式の取得及び消却を行う理由

当社は、2024年3月に公表しました中期経営計画（2024年度～2026年度）において、「第二種優先株式については、2026年度、2028年度に償還し、償還完了することを目指す」と表明し、その後着実に優先株式の償還原資となる内部留保を蓄積してまいりました。

当社の足元の業績は順調に推移しており、また当社が安定的な自己資本比率として考えております8.3%の水準を優先株式償還後においても上回る見込みであることなどから、前倒しで償還を完了し、消却するものであります。

2. 第二種優先株式の取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	第二種優先株式
(2) 取得する株式の総数	2,000,000株（発行済第二種優先株式の全部）
(3) 1株当たりの取得価額（基準価額）	20,000円
(4) 株式の取得価額の総額	40,000,000,000円
(5) 取得の相手方	東京都
(6) 株式の取得の方法	第二種優先株主に対する通知にて行う金銭を対価とする取得条項の行使による取得
(7) 第二種優先株主への通知日	2026年5月8日
(8) 取得日	2026年5月25日

3. 第二種優先株式の自己株式の消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	第二種優先株式
(2) 消却の方法	資本剰余金からの減額
(3) 消却する株式の数	2,000,000株（発行済第二種優先株式の全部）
(4) 消却日	2026年5月25日

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、普通株式に係る株式分割を行うこと及び2026年6月24日開催予定の当社第12回定時株主総会に株式分割に伴う定款の一部変更を付議することについて決議しました。

なお、株式分割に伴う定款の一部変更につきましては、2026年6月24日開催予定の当社第12回定時株主総会における特別決議を条件とし、当該決議をもって株式分割を行うものいたします。

また、当社が発行している優先株式につきましては、第1回第一種優先株式の普通株式への転換・消却及び第二種優先株式の取得・消却により、その残高が消滅するため株式分割の対象外となります。

株式分割について

1. 分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主・投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

2. 分割の方法

2026年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき8株の割合をもって分割いたします。

3. 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	36,148,647株
今回の分割により増加する株式数	253,040,529株
株式分割後の発行済株式総数	289,189,176株
株式分割後の発行可能株式総数(普通株式)	1,000,000,000株

(注) 上記は、第1回第一種優先株式の普通株式への転換及び消却、第二種優先株式の取得及び消却を考慮した株式数を前提としています。

4. 分割の日程

基準日公告日 (予定)	2026年6月15日
基準日	2026年6月30日
効力発生日 (予定)	2026年7月1日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該分割が、当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たりの純資産額	1,519円23銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	172円39銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	128円25銭

6. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はございません。

責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
高橋ゆき (社外取締役) 野村修也 (社外取締役) 小林治彦 (社外取締役) 稲葉喜子 (社外監査役) 東道佳代 (社外監査役)	当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できることとしており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

補償契約

該当ありません。

役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
以下の会社の取締役及び監査役 当社 株式会社きらぼし銀行 株式会社U I 銀行 きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社 東京きらぼしリース株式会社 きらぼしシステム株式会社 株式会社きらぼしコンサルティング きらぼしJCB株式会社 きらぼしキャピタル株式会社 きらぼしライフデザイン証券株式会社 きらぼしテック株式会社 株式会社ビー・ブレーブ	当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。 ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	100,000千株
	第1回第一種優先株式	5,000千株
	第2回第一種優先株式	5,000千株
発行済株式の総数	第二種優先株式	2,000千株
	普通株式	30,650千株
	第1回第一種優先株式	750千株
	第二種優先株式	2,000千株

(自己株式169千株を含む)

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 第1回第一種優先株式について、第1回第一種優先株式の全部を保有する三井住友信託銀行株式会社より、その全部の当該優先株式について、第1回第一種優先株式に係る当社普通株式を対価とする取得請求権に基づき、当社普通株式を対価とする取得請求を、560,000株について第1回取得請求日に行う意向である旨、残りの190,000株については第2回取得請求日に行う予定である旨の連絡を受けております。これに伴い、当社は、上記各取得請求日付で当該各取得請求に係る優先株式の全部を取得し、それと引き換えに同社に対し当該各取得請求に係る当社普通株式を交付します。
3. 2026年5月8日開催の取締役会において、第二種優先株式の全部である2,000,000株について、第二種優先株式に係る金銭を対価とする取得条項に基づき当該優先株式の全部を保有する東京都からその全部を2026年5月25日付で取得することを決議しております。
4. 2026年5月8日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、第二種優先株式につき、取得した当該優先株式の全部を2026年5月25日付で消却すること、また、第1回第一種優先株式につき、第1回取得請求日及び第2回取得請求日に当社普通株式を対価とする取得請求が行われ当社が当該優先株式の全部を取得することを前提に、当社が取得した当該優先株式の全部を第2回取得請求日付で消却することを決議しております。
5. 当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、普通株式に係る株式分割を行うこと及び2026年6月24日開催予定の当社第12回定時株主総会に株式分割に伴う定款の一部変更の議案を付議することについて決議しました。なお、株式分割に伴う定款の一部変更につきましては、2026年6月24日開催予定の当社第12回定時株主総会における特別決議を条件とし、当該決議をもって株式分割を行うものとしたします。

(2) 当年度末株主数	普通株式	27,633名
	第1回第一種優先株式	1名
	第二種優先株式	1名

- (注) 1. 第1回第一種優先株式について、第1回第一種優先株式の全部を保有する三井住友信託銀行株式会社より、その全部の当該優先株式について、第1回第一種優先株式に係る当社普通株式を対価とする取得請求権に基づき、当社普通株式を対価とする取得請求を、560,000株について第1回取得請求日に行う意向である旨、残りの190,000株については第2回取得請求日に行う予定である旨の連絡を受けております。これに伴い、当社は、上記各取得請求日付で当該各取得請求に係る優先株式の全部を取得し、それと引き換えに同社に対し当該各取得請求に係る当社普通株式を交付します。
2. 2026年5月8日開催の取締役会において、第二種優先株式の全部である2,000,000株について、第二種優先株式に係る金銭を対価とする取得条項に基づき当該優先株式の全部を保有する東京都からその全部を2026年5月25日付で取得することを決議しております。
3. 2026年5月8日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、第二種優先株式につき、取得した当該優先株式の全部を2026年5月25日付で消却すること、また、第1回第一種優先株式につき、第1回取得請求日及び第2回取得請求日に当社普通株式を対価とする取得請求が行われ当社が当該優先株式の全部を取得することを前提に、当社が取得した当該優先株式の全部を第2回取得請求日付で消却することを決議しております。

(3) 大株主 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,308 千株	10.85 %
三井住友信託銀行株式会社	2,290	7.51
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,899	6.23
東京都	1,197	3.93
東京きらぼしフィナンシャルグループ従業員持株会	1,190	3.90
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	886	2.90
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A.LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	624	2.04
株式会社マースグループホールディングス	590	1.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	520	1.70
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS - JAPAN ADVANTAGE POOL	480	1.57

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第1回第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
三井住友信託銀行株式会社	750 千株	100.00 %

- (注) 第1回第一種優先株式について、第1回第一種優先株式の全部を保有する三井住友信託銀行株式会社より、その全部の当該優先株式について、第1回第一種優先株式に係る当社普通株式を対価とする取得請求権に基づき、当社普通株式を対価とする取得請求を、560,000株について第1回取得請求日に行う意向である旨、残りの190,000株については第2回取得請求日に行う予定である旨の連絡を受けております。これに伴い、当社は、上記各取得請求日付で当該各取得請求に係る優先株式の全部を取得し、それと引き換えに同社に対し当該各取得請求に係る当社普通株式を交付します。

第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東京都	2,000 千株	100.00 %

- (注) 1. 2026年5月8日開催の取締役会において、第二種優先株式の全部である2,000,000株について、第二種優先株式に係る金銭を対価とする取得条項に基づき当該優先株式の全部を保有する東京都からその全

部を2026年5月25日付で取得することを決議しております。

2. 2026年5月8日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、第二種優先株式につき、取得した当該優先株式の全部を2026年5月25日付で消却すること、また、第1回第一種優先株式につき、第1回取得請求日及び第2回取得請求日に当社普通株式を対価とする取得請求が行われ当社が当該優先株式の全部を取得することを前提に、当社が取得した当該優先株式の全部を第2回取得請求日付で消却することを決議しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（社外取締役を除く）	6名	普通株式 159,015株

当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社並びに当社の子会社であるきらぼし銀行の取締役（社外取締役を除く）に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は次のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額 (新株予約権1個当たり)	行使価額 (株式1株当たり)	行使期間
第1回新株予約権	2015年8月3日	120個	普通株式 12,000株	388,100円	1円	2015年8月3日から 2045年8月2日まで
第2回新株予約権	2016年8月1日	220個	普通株式 22,000株	269,500円	1円	2016年8月1日から 2046年7月31日まで
第3回新株予約権	2017年8月1日	151個	普通株式 15,100株	279,500円	1円	2017年8月1日から 2047年7月31日まで

(1) 事業年度の末日において当社の取締役（社外取締役を除く）が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	保有人数	保有個数
第1回新株予約権	一個	普通株式 一株	一名	一個
第2回新株予約権	11個	普通株式 1,100株	1名	11個
第3回新株予約権	23個	普通株式 2,300株	3名	23個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等 該当ありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 高木 竜二 指定有限責任社員 業務執行社員 藤波 竜太	23	当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査活動実績と計画等について関連部署からヒアリング等を行い、その内容が適切であるか、また、監査時間と報酬単価についても合わせて検討した上で、会計監査人報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、162百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査業務における品質管理体制、職務執行状況並びにその他の事由により解任又は不再任とすることが妥当であると判断した場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社及び子法人等

該当ありません。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

業務の適正を確保するための体制

内部統制基本方針につきまして、取締役会決議の内容及び内部統制の運用状況の概要は、次のとおりです。

【内部統制基本方針】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努める。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図っていく。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。
 - (2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統合的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。
 - (3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
 - (4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。
 - (5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。
 - (6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
 - (7) 当社は、インサイダー取引未然防止管理規則に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
 - (8) 当社は、バーゼル銀行監督委員会が公表している「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」の中で、リスクガバナンスのためのフレームワークとして推奨している「3つの防衛線」の考え方を踏まえ、組織上の機能と責任を明確化し、内部管理の適切性・有効性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。
 - (2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
 - (3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。
 - (4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。
 - (5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
 - (2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に検討する。
 - (3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。
5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ会社経営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。
 - (2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

- (3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うと共に、グループ内取引に係る弊害防止措置等に関する基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
 - (4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる者との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して関連当事者間取引管理に関する基本方針を定め、法令等に則り各社の業務の健全性及び適切性並びに株主共同の利益を確保する。
 - (5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
 - (6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役へ報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
 - (7) 当社は、(6) で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。
 7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
 - (2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。
 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
 - (2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
- (2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

【内部統制の運用状況の概要】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、お客さまの保護、利便性の向上、利益相反管理、反社会的勢力との関係遮断、インサイダー取引未然防止管理に係る体制を各々整備し、適切に運用しています。
 - ・当社は、コンプライアンス基本方針やコンプライアンス基本規程に基づき、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、具体的施策を実施しています。2025年度はコンプライアンス委員会を11回開催するなどにより、グループ全体のコンプライアンス遵守状況を適切に把握・管理しています。
 - ・当社監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告しています。
 - ・当社はバーゼル銀行監督委員会が公表している「銀行のためのコーポレート・ガバナンス 諸原則」の中で、リスクガバナンスのためのフレームワークとして推奨している、「3つの防衛線」の考え方に則り運営規則を制定し、組織上の機能と責任を明確化し、内部管理の適切性・有効性を確保する体制を整備しています。今年度の具体的な施策としては、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止（AML/CFT）のため、「第1の防衛線」の担当者のうち本部対象者に対する研修を実施しました。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等を作成し、適切に保存しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、グループリスク管理基本方針及び統合的リスク管理規程等を定めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ全体としての各種リスクの的確な管理を行っています。また、内部監査部門による統合的リスク管理態勢の監査等を通じて、当社グループのリスク管理態勢の充実整備に努めています。リスク管理委員会を17回開催し、KRI報告および残存リスク（「H」）モニタリング結果、リスク資本配賦案の協議や、グループリスク結果をリスク管理委員会等で審議しました。また、コンプライアンス委員会に月次でサイバーセキュリティ報告を行い、サイバー演習訓練を実施しました。その他危機発生時に備え業務継続に関わる訓練を行いました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定すると共に、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を適切に監督しています。2024年度は、取締役会を16回開催し、当社グループの経営戦略やコーポレート・ガバナンス態勢等について、適切な審議を行いました。
 - ・また、取締役会の下に取締役で構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催するほか必要に応じて随時開催しており、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定すると共に、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けています。2025年度は、経営会議を63回開催し、業務執行状況等について適切な審議を行いました。
5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社では、グループ会社経営管理規程等を策定し、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保しています。
 - ・グループ内の他の部門から独立した監査部が、内部監査に関する基本方針に基づき、当社及びグループ会社の業務運営について検証等を行っています。
 - ・当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針等に基づき適切な運用及び評価を行っています。
 - ・当社及びグループ会社は、関連当事者間取引管理に関する基本方針等を定め、グループ会社間等との取引について適切に管理しています。
6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、業務執行部門から独立した監査役室を設置すると共に、補助者が監査役の職務を補助しています。
 - ・補助者の異動・評価等は、監査役の同意を得る等、取締役からの独立性を確保しています。
 - ・当社では監査役報告規程を定め、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告することとしています。なお、監査役等へ上記報告をした者に対し、当該報告を理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならないこととしています。
 - ・当社及び子会社監査部は監査役と定期的に意見交換を実施し、内部監査結果の課題及び監査役監査の状況について意見交換をしています。
 - ・当社監査役は監査役監査基準に従い取締役会に出席すると共に、経営会議等の重要な会議に監査役が出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けています。また、代表取締役、他取締役（社外取締役含む）、及び子会社監査役と定期的に意見交換等を実施しています。なお、監査役会においては、必要に応じて、社内各部署が出席し、情報の提供及び報告を受けています。

特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山 三丁目10番43号	191,851 百万円	235,445 百万円

親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

会計参与に関する事項

該当ありません。

第12期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	826,022	預金	6,185,446
コールローン及び買入手形	8,709	譲渡性預金	403,200
買入金銭債権	67,755	コールマネー及び売渡手形	26,879
商品有価証券	1,396	債券貸借取引受入担保金	108,051
金銭の信託	6,434	借入金	61,646
有価証券	878,090	外国為替	816
貸出金	5,277,513	社債	2,940
外国為替	5,683	その他負債	92,175
リース債権及びリース投資資産	35,126	賞与引当金	1,957
その他資産	100,433	役員賞与引当金	234
有形固定資産	58,976	株式報酬引当金	485
建物	21,189	退職給付に係る負債	89
土地	30,423	役員退職慰労引当金	111
リース資産	1,955	ポイント引当金	95
建設仮勘定	6	睡眠預金払戻損失引当金	57
その他の有形固定資産	5,401	偶発損失引当金	855
無形固定資産	14,999	特別法上の引当金	0
ソフトウェア	9,753	繰延税金負債	1,294
のれん	3,416	支払承諾	7,581
リース資産	373	負 債 の 部 合 計	6,893,917
その他の無形固定資産	1,455	(純 資 産 の 部)	
退職給付に係る資産	50,529	資本金	27,500
繰延税金資産	1,833	資本剰余金	151,099
支払承諾見返	7,581	利益剰余金	235,927
貸倒引当金	△23,728	自己株式	△1,181
		株主資本合計	413,344
		その他有価証券評価差額金	△17,624
		繰延ヘッジ損益	9,974
		土地再評価差額金	△242
		為替換算調整勘定	57
		退職給付に係る調整累計額	17,860
		その他の包括利益累計額合計	10,025
		新株予約権	9
		非支配株主持分	60
		純 資 産 の 部 合 計	423,440
資 産 の 部 合 計	7,317,357	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,317,357

第12期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		199,262
資金運用収益	113,347	
貸出金利息	86,061	
有価証券利息配当金	21,687	
コールローン利息及び買入手形利息	225	
預け金利息	4,579	
その他の受入利息	793	
信託報酬	433	
役務取引等収益	28,826	
その他業務収益	6,157	
その他経常収益	50,496	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	50,495	
経常費用		138,783
資金調達費用	26,262	
預金利息	21,670	
譲渡性預金利息	1,714	
コールマネー利息及び売渡手形利息	195	
債券貸借取引支払利息	1,969	
借入金利息	594	
社債利息	22	
その他の支払利息	95	
役務取引等費用	5,033	
その他業務費用	12,081	
営業経費	69,580	
その他経常費用	25,825	
貸倒引当金繰入額	4,044	
その他の経常費用	21,781	
経常利益		60,478
特別利益		505
固定資産処分益	505	
特別損失		136
固定資産処分損	136	
税金等調整前当期純利益		60,848
法人税、住民税及び事業税	17,802	
法人税等調整額	678	
法人税等合計		18,481
当期純利益		42,366
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純利益		42,357

第12期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	27,500	151,024	199,225	△1,309	376,440
当期変動額					
剰余金の配当			△5,655		△5,655
親会社株主に帰属する当期純利益			42,357		42,357
自己株式の取得				△94	△94
自己株式の処分		74		222	297
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	74	36,701	128	36,904
当期末残高	27,500	151,099	235,927	△1,181	413,344

	その他の包括利益累計額						新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	△18,299	2,498	△242	36	10,845	△5,161	9	28	371,316
当期変動額									
剰余金の配当									△5,655
親会社株主に帰属する当期純利益									42,357
自己株式の取得									△94
自己株式の処分									297
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	675	7,475	—	20	7,014	15,186	—	32	15,219
当期変動額合計	675	7,475	—	20	7,014	15,186	—	32	52,123
当期末残高	△17,624	9,974	△242	57	17,860	10,025	9	60	423,440

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等	20社
会社名	
株式会社きらぼし銀行	
株式会社U I 銀行	
東京きらぼしリース株式会社	
きらぼしシステム株式会社	
株式会社きらぼしコンサルティング	
きらぼしJ C B 株式会社	
きらぼしキャピタル株式会社	
きらぼしライフデザイン証券株式会社	
きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社	
きらぼしテック株式会社	
株式会社ビー・ブレーブ	
株式会社アイティーシー	
K C P エクイティアシスト1号投資事業有限責任組合	
きらぼし信用保証株式会社	
八千代信用保証株式会社	
きらぼしビジネスサービス株式会社	
きらぼし債権回収株式会社	
A & K C メザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合	
綺羅商務諮詢(上海)有限公司	
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	

(連結の範囲の変更)

K C P エクイティアシスト1号投資事業有限責任組合及びA & K C メザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結の子会社及び子法人等 9社

会社名

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき2号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合
A&KCメディカル1号投資事業有限責任組合
KCPバイアウト1号投資事業有限責任組合
Kconイノベーション1号投資事業有限責任組合
KCPエクイティアシスト2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

（非連結の子会社及び子法人等の設立）

2026年2月5日付で、非連結の子会社としてKCPエクイティアシスト2号投資事業有限責任組合を設立しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等 3社
会社名

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー
信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 9社
会社名

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき2号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合
A&KCメディカル1号投資事業有限責任組合

KCPバイアウト1号投資事業有限責任組合
Kconイノベーション1号投資事業有限責任組合
KCPエクイティアシスト2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

（持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等の設立）

2026年2月5日付で、持分法非適用の非連結の子会社としてKCPエクイティアシスト2号投資事業有限責任組合を設立しております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当事項はありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日	4社
3月末日	16社
 - ② 12月末日を決算日とする連結される子会社のうち、綺羅商務諮詢（上海）有限公司及びKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDについては、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結し、KCPエクイティアシスト1号投資事業有限責任組合及びA&KCMゼニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合については、同日現在の財務諸表により連結し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、その他の連結される子会社及び子法人等については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 6年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |
- その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 繰延資産の処理方法
- | | |
|-------|--|
| 創立費 | 5年間の均等償却を行っております。 |
| 開業費 | 5年間の均等償却を行っております。 |
| 社債発行費 | 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。 |
- (6) 貸倒引当金の計上基準
銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求

め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先、要管理先、合実計画又は実抜計画の適用による要注意先に対する債権について、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者に係る債権であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

事業性ファイナンスのうち、投資対象会社の株式取得資金の一部を供与する目的で、当該株式を取得する持株会社に対し供与しているローン（以下「Hold Co.ローン」という）及びその未収利息については、回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が発生している場合、投資対象会社の公正価値に基づき回収可能額を見積もったうえで、追加的な貸倒引当金を計上する方針としております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、銀行業を営む連結される子会社の一部の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、2015年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における2014年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は14百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

当社及び一部の連結される子会社及び子法人等は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 株式報酬引当金の計上基準

当社及び一部の連結される子会社及び子法人等は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員並びに役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(13) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(14) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(15) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む一部の連結される子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、その他の一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(16) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(17) 重要な収益及び費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

連結される子会社及び子法人等のファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(18) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。

(19) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

(20) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(21) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

証券投資信託（上場投資信託を除く）の解約・償還に伴う差損益については、有価証券利息配当金に計上しております。ただし、証券投資信託の有価証券利息配当金が全体で負の金額となる場合は、当該負の金額を国債等債券償還損に計上することとしております。

未適用の会計基準等

（リースに関する会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 23,728百万円

（うち、Hold Co.ローンに対して計上した追加的な貸倒引当金 一百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当社グループにおける貸倒引当金の概要

当社グループは、銀行業を中核事業として位置付けており、それにより計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価額や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性があります。このため、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しています。

また、貸出金の中には投資対象会社の株式取得を目的として設立される持株会社に対し、投資対象企業の株式取得資金の一部を供与することを目的として拠出されるHold Co.ローンが含まれています。Hold Co.ローン及びその未収利息は、投資対象会社の事業から創出されるキャッシュ・フローを原資として返済されるものではなく、持株会社が保有する投資対象会社株式の上場又は第三者への売却（トレードセール）により返済されることとなっていることから、その回収可能額は、投資対象会社株式の公正価値に依存することとなります。

したがって、回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が発生している場合、投資対象会社の公正価値に基づき回収可能額を見積もったうえで、追加的な貸倒引当金を計上する方針としております。

なお、当連結会計年度においては、投資対象会社の公正価値が、Hold Co.ローン及びその未収利息の残高を下回っている状況にないことから、当該追加的な貸倒引当金を計上していません。

② 算出方法

「会計方針に関する事項」「(6) 貸倒引当金の計上基準」に記載の通りです。

③ 主要な仮定

i 債務者区分

当社グループは、予め定めた自己査定規程及び償却・引当規程に則り貸倒引当金を算定しており、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれます。このうち、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定は、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込みが主要な仮定となります。

ii キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー見積法における予想損失額は、債務者の経営改善計画等に基づく将来キャッシュ・フローに、債務者の格付遷移見通しに基づく発生確率を乗じ、これを貸出条件緩和前の約定利率で割引いて算定しています。

格付遷移見通しは、過去の格付け遷移実績率に債務者の状況を加味して設定していません。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込み及び格付遷移見通しが主要な仮定となります。

iii Hold Co.ローン及びその未収利息の回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象の判断

回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が生じているかどうかは、類似上場会社の株価及びキャッシュ・フロー水準並びに投資対象会社のキャッシュ・フロー水準等から推定される公正価値がHold Co.ローン及び未収利息の残高を下回る可能性が生じている、投資対象会社が財務制限条項に抵触している、投資対象会社株式のエグジット計画の遅延が見込まれるなどの状況を、総合的に勘案して判断することとしています。

この判断における主要な仮定は、エグジット計画の実現可能性に係る判断および投資対象会社のキャッシュ・フロー水準の見積りとなります。

④ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、翌連結会計年度における貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下「当社役員」といいます。）並びに当社の一部の連結される子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員並びに一部の従業員（以下「子会社役員及び一部の従業員」といいます。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社グループは、当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員に対して交付される株式報酬制度を導入しております。

なお、当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員が当社株式の交付を受ける時期は、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与の日の同事業年度内）に交付したうえで、退任までの期間において譲渡制限を付しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

(3) 信託が所有する自社の株式に関する事項

信託が所有する当社株式は株主資本に自己株式として計上しております。信託における自己株式の帳簿価額、株式数は以下のとおりであります。

- ① 信託における帳簿価額 606百万円
- ② 当連結会計年度末株式数 196千株

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）

28,753百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,370百万円
危険債権額	69,291百万円
三月以上延滞債権額	58百万円
貸出条件緩和債権額	5,384百万円
合計額	87,104百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,173百万円であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、10,471百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 209,330百万円

貸出金 217,597百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,683百万円

債券貸借取引受入担保金 108,051百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券73,160百万円及び、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産65百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金2,583百万円、金融商品等差入担保金1,555百万円及び中央清算機関差入証拠金20,903百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、942,176百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが859,829百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結される子会社の事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号又は第2号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △261百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 41,225百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 768百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は12,218百万円であります。

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、貸出金償却7百万円、株式等売却損512百万円、債権売却損11百万円、リース原価9,213百万円及び金銭の信託運用損2百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,650	—	—	30,650	
第1回第一種 優先株式	750	—	—	750	
第二種優先株式	2,000	—	—	2,000	
合 計	33,400	—	—	33,400	
自己株式					
普通株式	423	13	70	366	(注) 1、2
合 計	423	13	70	366	

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式196千株が含まれております。

2. 自己株式の当連結会計年度増加株式数13千株は、単元未満株式の買取請求による買取11千株及び職員持株会向け譲渡制限付インセンティブとしての株式割当の無償取得1千株であり、当連結会計年度減少株式数70千株は、株式交付信託の権利行使による売渡44千株、職員持株会向け譲渡制限付インセンティブとしての処分による25千株及び単元未満株式の買増請求による売渡0千株の合計であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株 予約権の 内訳	新株予約権の目 的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度 期末		
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権			—		9		
合計				—		9		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月1日 取締役会	普通株式	2,589	85.00	2025年 3月31日	2025年 6月10日
2025年5月1日 取締役会	第1回第一種 優先株式	105	140.00	2025年 3月31日	2025年 6月10日
2025年5月1日 取締役会	第二種優先 株式	59	29.545	2025年 3月31日	2025年 6月10日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	2,591	85.00	2025年 9月30日	2025年 12月2日
2025年10月31日 取締役会	第1回第一種 優先株式	144	193.00	2025年 9月30日	2025年 12月2日
2025年10月31日 取締役会	第二種優先 株式	165	82.818	2025年 9月30日	2025年 12月2日
合計	—	5,655	—	—	—

(注) 1. 2025年5月1日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金20百万円が含まれております。

2. 2025年10月31日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年 5月8日 取締役会	普通株式	2,590	その他 利益剰余金	85.00	2026年 3月31日	2026年 6月9日
2026年 5月8日 取締役会	第1回第一種 優先株式	144	その他 利益剰余金	193.00	2026年 3月31日	2026年 6月9日
2026年 5月8日 取締役会	第二種優先株式	165	その他 利益剰余金	82.818	2026年 3月31日	2026年 6月9日

(注) 2026年5月8日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、リース業、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として地域の取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に国内外の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国内外の債券、株式、投資信託であり、債券は満期保有目的、その他有価証券に区分して保有しているほか、顧客販売用の商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金及び借入金であります。預金及び借入金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

また、当社グループは、主として国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスク管理

当社グループは、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当社グループの経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

② 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、事業性評価の観点を取り入れながら個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクに対する適切な管理を行っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

③ 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は5年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、上場政策投資株式は1年、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

2026年3月31日において、当社グループの市場リスク量は74,611百万円になります。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しております。2025年度に実施したバックテストの結果、一部のリスク・カテゴリーにおいては掛目を乗じる等保守的な補正を行い、適正な市場リスク量となるように計測しております。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、資金繰り管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。また、リスク管理部門が短期間で資金化できる資産を流動性準備として常に一定水準以上保有することを定めるとともに、日々の資金繰り状況及び流動性準備の状況等をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。

また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、重要性の乏しい科目についても記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	1,396	1,396	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	23,291	22,117	△1,173
その他有価証券（※1）	784,477	784,477	—
(3) 貸出金	5,277,513		
貸倒引当金（※2）	△19,409		
	5,258,104	5,201,605	△56,499
資産計	6,067,269	6,009,596	△57,673
(1) 預金	6,185,446	6,183,054	△2,391
負債計	6,185,446	6,183,054	△2,391
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,913	3,913	—
ヘッジ会計が適用されているもの	14,565	14,565	—
デリバティブ取引計	18,478	18,478	—

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－3項及び第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※1) (※2)	17,707
組合出資金 (※3)	52,614

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において減損処理は行っておりません。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
満期保有目的の債券	3,197	13,790	—	6,500	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	83,370	176,595	155,047	36,893	66,514	183,974
貸出金 (※)	746,858	876,143	810,040	626,405	535,042	1,125,782
合計	833,426	1,066,528	965,087	669,799	601,557	1,309,756

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない81,154百万円、期間の定めのないもの476,085百万円は含めておりません。

(注3) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	6,005,637	161,510	18,298	—	—	—
合計	6,005,637	161,510	18,298	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券				
売買目的有価証券				
うち国債	14	—	—	14
地方債	—	1,382	—	1,382
有価証券				
其他有価証券				
うち国債	194,111	—	—	194,111
地方債	—	103,309	—	103,309
社債	—	148,808	15,740	164,548
株式	46,023	—	—	46,023
その他	115,267	79,123	74,174	268,566
資産計	355,417	332,624	89,915	777,957
デリバティブ取引 (※1)				
金利関連	—	19,830	—	19,830
通貨関連	—	(1,651)	—	(1,651)
株式関連	—	33	—	33
債券関連	266	—	—	266
デリバティブ取引計	266	18,212	—	18,478
<p>(※1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、() で表示しております。</p> <p>(※2) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。なお、第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりであります。</p>				
				連結貸借対照表計上額
第24-3項の取扱いを適用した投資信託				—
第24-9項の取扱いを適用した投資信託				7,916
合 計				7,916

(※3) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

- ① 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表
該当事項はありません。
- ② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳
該当事項はありません。

(※4) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 及び 償還の 純額	投資信託 の基準価額 を時価と みなすこと とした額	投資信託 の基準価額 を時価と みなさない ことと した額	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券								
その他 有価証券								
その他	8,700	97	△4	△877	—	—	7,916	—
資産計	8,700	97	△4	△877	—	—	7,916	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
うち国債	6,855	—	—	6,855
外国証券	15,261	—	—	15,261
貸出金	—	—	5,201,605	5,201,605
資産計	22,117	—	5,201,605	5,223,722
預金	—	6,183,054	—	6,183,054
負債計	—	6,183,054	—	6,183,054

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券について、株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき主にレベル1に分類しております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

投資信託については、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場投資信託がこれに含まれます。また、取引価格がない場合には基準価額により時価を算定しています。重要な解約制限等がない場合で、観察可能なインプットに基づくものである場合にはレベル2、そうでない場合にはレベル3としています。重要な解約制限等がある場合には基準価額を時価とみなして評価しており、レベル分類を省略しています。主に私募投資信託がこれに含まれます。

私募債のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、投資先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は現在価値技法により算定し、貸出金の時価に含めております。

当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払う金額（帳簿価額）を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを市場金利を用いた割引率で割引いて算出した現在価値を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2026年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 其他有価証券				
		倒産確率	0.01%－26.57%	0.39%
社債（私募債）	現在価値技法	回収率	0.00%－80.00%	13.35%
		割引率	0.00%－18.71%	2.92%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2026年3月31日)
(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及び 決済の 純額	レベル3 の時価 への振替	レベル3の 時価 からの 振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券 その他 有価証券 うち社債 (私募債)	19,018	0	△35	△3,242	—	—	15,740	—
うち 外国証券	74,836	△27	△499	△135	—	—	74,174	—
資産計	93,854	△27	△535	△3,377	—	—	89,915	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは時価算定統括部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期時価算定統括部門に報告され、時価の算定の方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率及び割引率であります。

倒産確率は、契約上の支払いを回収しない可能性を示す推定値であります。一般に、倒産確率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、倒産確率の低下（上昇）を伴い、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることとなります。

割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2026年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△104

2. 満期保有目的の債券（2026年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	7,441	6,855	△585
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	15,849	15,261	△587
	小計	23,291	22,117	△1,173
合計		23,291	22,117	△1,173

3. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	41,754	18,795	22,958
	債券	2,731	2,575	155
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,731	2,575	155
	その他	114,143	111,786	2,357
	小計	158,629	133,157	25,471
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	4,269	4,711	△442
	債券	459,238	500,784	△41,545
	国債	194,111	213,035	△18,923
	地方債	103,309	110,415	△7,106
	社債	161,817	177,333	△15,515
	その他	213,169	230,454	△17,285
小計	676,677	735,950	△59,273	
合計		835,306	869,108	△33,802

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	41,836	14,995	418
債券	53,896	66	9,793
国債	30,830	66	2,295
地方債	7,371	—	2,797
社債	15,694	0	4,700
その他	219,279	14,616	354
合計	315,012	29,678	10,566

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	6,034	101

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2026年3月31日現在)

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	399	372	27	27	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	調整額 (注) 3	合計
	銀行業	リース業	計			
役務取引等収益	10,397	—	10,397	8,189	—	18,587
預金・貸金業務	2,326	—	2,326	—	—	2,326
為替業務	2,756	—	2,756	—	—	2,756
証券関連業務	907	—	907	1,796	—	2,704
代理業務	2,481	—	2,481	—	—	2,481
保護預り・ 貸金庫業務	229	—	229	—	—	229
保証業務	—	—	—	—	—	—
その他	1,696	—	1,696	6,392	—	8,088
信託報酬	433	—	433	—	—	433
その他業務収益	—	—	—	433	—	433
その他経常収益	—	3	3	1,340	—	1,343
顧客との契約から 生じる経常収益	10,831	3	10,834	9,963	—	20,798
上記以外の経常収益	151,238	15,839	167,077	11,484	△98	178,463
外部顧客に対する 経常収益 (注) 1	162,069	15,843	177,912	21,447	△98	199,262

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティングサービス、コンピュータ関連サービス、情報提供サービス業、クレジットカード業及び債権管理回収業等であります。

3. 調整額は、パーチェス法による調整であります。

4. 上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益を含んでおります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	12,153円85銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	1,379円11銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	1,025円98銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、196千株であり、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、213千株であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) スtock・オプションの内容

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 7名 当社子会社取締役 11名	当社取締役 9名 当社子会社取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 22,000株	普通株式 15,100株
付与日	2016年8月1日	2017年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年8月1日 ～2046年7月31日	2017年8月1日 ～2047年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計 年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前連結会計 年度末	1,100	2,300
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	1,100	2,300

②単価情報

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	2,695	2,795

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(第1回第一種優先株式の普通株式への転換及び消却)

当社が発行する第1回第一種優先株式の全部を保有する三井住友信託銀行株式会社より、その保有する当該優先株式の全部について、第1回第一種優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権に基づき、当社普通株式を対価とする取得請求を、第1回取得請求日に行う意向である旨、及び第2回取得請求日に行う予定である旨の連絡を受けております。これに伴い、普通株式への転換(以下「本転換」といいます。)がなされます。

なお、2026年5月8日開催の取締役会において、会社法第178条に基づき、第1回取得請求日及び第2回取得請求日に当社普通株式を対価とする取得請求が行われ当社が当該優先株式の全部を取得することを前提に、当社が取得する当該優先株式の全部を第2回取得請求日付で消却することを決議しております。

第1回第一種優先株式の普通株式への転換及び消却の概要

1. 第1回第一種優先株式の普通株式への転換の概要

(1) 発行済第1回第一種優先株式数 (本転換前)	750,000株
(2) 第1回取得請求日付で転換する第1回第一種優先株式数	560,000株
(3) 第2回取得請求日付で転換する第1回第一種優先株式数	190,000株
(4) 未行使の第1回第一種優先株式数 (本転換後)	0株
(5) 第1回取得請求日付の転換により増加する普通株式数	4,105,571株
(6) 第2回取得請求日付の転換により増加する普通株式数	1,392,961株
(7) 本転換により増加する普通株式数	5,498,532株

2. 第1回第一種優先株式の消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	第1回第一種優先株式										
(2) 消却する株式の数	750,000株 (発行済第1回第一種優先株式の全部)										
(3) 消却予定日	第2回取得請求日 (第1回取得請求日に応じた以下の年月日)										
	<table border="1"><thead><tr><th>第1回取得請求日</th><th>消却予定日</th></tr></thead><tbody><tr><td>2026年5月19日</td><td>2026年5月27日</td></tr><tr><td>2026年5月20日</td><td>2026年5月28日</td></tr><tr><td>2026年5月21日</td><td>2026年5月29日</td></tr><tr><td>2026年5月22日</td><td>2026年6月1日</td></tr></tbody></table>	第1回取得請求日	消却予定日	2026年5月19日	2026年5月27日	2026年5月20日	2026年5月28日	2026年5月21日	2026年5月29日	2026年5月22日	2026年6月1日
第1回取得請求日	消却予定日										
2026年5月19日	2026年5月27日										
2026年5月20日	2026年5月28日										
2026年5月21日	2026年5月29日										
2026年5月22日	2026年6月1日										

(注) 消却については、第1回取得請求日及び第2回取得請求日に当社普通株式を対価とする取得請求が行われて当社が当該優先株式の全部を取得することを条件とします。

(第二種優先株式の取得及び消却)

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、第二種優先株式に係る金銭を対価とする取得条項に基づき、当該優先株式の全部を取得すること、及び取得する当該優先株式の全部を会社法第178条の規定に基づき消却することを決議しました。

1. 第二種優先株式の取得及び消却を行う理由

当社は、2024年3月に公表しました中期経営計画（2024年度～2026年度）において、「第二種優先株式については、2026年度、2028年度に償還し、償還完了することを目指す」と表明し、その後着実に優先株式の償還原資となる内部留保を蓄積してまいりました。

当社の足元の業績は順調に推移しており、また当社が安定的な自己資本比率として考えております8.3%の水準を優先株式償還後においても上回る見込みであることなどから、前倒しで取得し、消却するものであります。

2. 第二種優先株式の取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	第二種優先株式
(2) 取得する株式の総数	2,000,000株（発行済第二種優先株式の全部）
(3) 1株当たりの取得価額（基準価額）	20,000円
(4) 株式の取得価額の総額	40,000,000,000円
(5) 取得の相手方	東京都
(6) 株式の取得の方法	第二種優先株主に対する通知にて行う金銭を対価とする取得条項の行使による取得
(7) 第二種優先株主への通知日	2026年5月8日
(8) 取得日	2026年5月25日

3. 第二種優先株式の自己株式の消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	第二種優先株式
(2) 消却の方法	資本剰余金からの減額
(3) 消却する株式の数	2,000,000株（発行済第二種優先株式の全部）
(4) 消却日	2026年5月25日

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、普通株式に係る株式分割を行うこと及び2026年6月24日開催予定の当社第12回定時株主総会に株式分割に伴う定款の一部変更を付議することについて決議しました。

なお、株式分割に伴う定款の一部変更につきましては、2026年6月24日開催予定の当社第12回定時株主総会における特別決議を条件とし、当該決議をもって株式分割を行うものいたします。

また、当社が発行している優先株式につきましては、第1回第一種優先株式の普通株式への転換・消却及び第二種優先株式の取得・消却により、その残高が消滅するため株式分割の対象外となります。

株式分割について

1. 分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主・投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

2. 分割の方法

2026年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき8株の割合をもって分割いたします。

3. 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	36,148,647株
今回の分割により増加する株式数	253,040,529株
株式分割後の発行済株式総数	289,189,176株
株式分割後の発行可能株式総数（普通株式）	1,000,000,000株

(注) 上記は、第1回第一種優先株式の普通株式への転換及び消却、第二種優先株式の取得及び消却が行われた場合の株式数を前提としています。

4. 分割の日程

基準日公告日（予定）	2026年6月15日
基準日	2026年6月30日
効力発生日（予定）	2026年7月1日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該分割が、当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たりの純資産額	1,519円23銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	172円39銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	128円25銭

6. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はございません。

第12期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流動資産】	1,432	【流動負債】	15,810
現金及び預金	1,296	短期借入金	4,900
未収入金	1	1年内返済予定の長期借入金	10,267
前払費用	65	未払金	91
仮払金	3	未払費用	48
預け金	65	未払配当金	126
【固定資産】	234,012	未払法人税等	72
無形固定資産	158	預り金	129
ソフトウェア	158	仮受金	9
投資その他の資産	233,853	賞与引当金	90
投資有価証券	520	役員賞与引当金	75
関係会社株式	233,285	【固定負債】	15,098
敷金	3	株式報酬引当金	162
繰延税金資産	43	長期借入金	14,936
		負 債 の 部 合 計	30,909
		(純 資 産 の 部)	
		【株主資本】	204,526
		資本金	27,500
		資本剰余金	166,601
		資本準備金	56,219
		その他資本剰余金	110,381
		利益剰余金	11,607
		その他利益剰余金	11,607
		繰越利益剰余金	11,607
		自己株式	△1,181
		【新株予約権】	9
		新株予約権	9
		純 資 産 の 部 合 計	204,536
資 産 の 部 合 計	235,445	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	235,445

第12期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	9,156
関係会社受取配当金	5,980
関係会社受入手数料	3,176
営業費用	2,875
販売費及び一般管理費	2,875
営業利益	6,280
営業外収益	65
受取利息	10
受取配当金	26
雑収入	28
営業外費用	348
支払利息	347
雑損失	1
経常利益	5,998
税引前当期純利益	5,998
法人税、住民税及び事業税	63
法人税等調整額	12
法人税等合計	76
当期純利益	5,922

第12期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	27,500	56,219	110,306	166,526
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			74	74
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	74	74
当期末残高	27,500	56,219	110,381	166,601

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
	繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	11,341	11,341	△1,309	204,057	9	204,066
当期変動額						
剰余金の配当	△5,655	△5,655		△5,655		△5,655
当期純利益	5,922	5,922		5,922		5,922
自己株式の取得			△94	△94		△94
自己株式の処分			222	297		297
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—	—
当期変動額合計	266	266	128	469	—	469
当期末残高	11,607	11,607	△1,181	204,526	9	204,536

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については移動平均法による原価法により行っております。

2. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式 (うちきらぼし銀行株式)	233,285 (191,851)
関係会社株式評価損	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当社における関係会社株式の概要

当社は銀行持株会社として、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、コンサルティング業務等を営む関係会社の株式を保有しております。関係会社株式には、出資設立により取得した株式のほか、外部より取得した株式が含まれております。

② 関係会社株式の評価方法

関係会社の1株当たり純資産額を基礎として算定された実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行うこととしております。

ただし、超過収益力等を反映して1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得した関係会社株式については、当該関係会社の直近の業績が当社が定めた水準を下回り、かつ、直近の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行うこととしております。なお、直近の実質価額は、直近1年以内に第三者による増資引受又は株式売買等の取引があった場合には当該取引価格に基づき算定し、当該取引がなかった場合には、直近の事業計画に基づき算定することとしております。

③ 主要な仮定

直近の事業計画に基づく企業価値の算定に当たっては、当該関係会社の将来利益を予測する必要があります。これらの予測にあたっての主要な仮定は、当該関係会社の将来利益の前提となる、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の発生見込額であります。

④ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当事業年度末において評価損の計上は不要と判断した関係会社株式について、評価損を計上する必要が生じる可能性があります。

追加情報

(信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結計算書類の連結注記表にあります追加情報に関する注記に記載のとおりです。

注記事項

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権	1,298百万円
関係会社に対する金銭債務	4,481百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

営業収益	9,156百万円
------	----------

販売費及び一般管理費	1,289百万円
------------	----------

(2) 営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	10百万円
-------	-------

営業外費用	178百万円
-------	--------

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	423	13	70	366	(注1)、(注2)
合計	423	13	70	366	

(注1) 当事業年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式196千株が含まれております。

(注2) 自己株式の当事業年度増加株式数13千株は、単元未満株式の買取請求による買取11千株及び職員持株会向け譲渡制限付インセンティブとしての株式割当の無償取得1千株であり、当事業年度減少株式数70千株は、株式交付信託の権利行使による売渡44千株、職員持株会向け譲渡制限付インセンティブとしての処分による25千株及び単元未満株式の買増請求による売渡0千株の合計であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がないため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	233,256
関連会社株式	29
合計	233,285

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
未払賞与	28	百万円
未払役員賞与	23	
未払事業税	6	
株式報酬引当金	51	
譲渡制限付株式	63	
関係会社株式評価損	23	
関係会社株式	953	
その他	4	
繰延税金資産小計	1,155	
評価性引当額	△1,094	
繰延税金資産合計	61	
繰延税金負債		
投資有価証券	17	
繰延税金負債合計	17	
繰延税金資産の純額	43	百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 きらびし銀行	東京都 港区	43,734	銀行業	所有 直接 100%	経営管理 役員の 兼任 出向者の 受入	資金の 借入 (注1) 利息の 支払 (注1)	4,500 178	長期借入金 未払費用	4,470 11
							経営管理 料の受取 (注2)	3,148	—	—
							家賃の支 払 (注3)	44	—	—
							出向者人 件費の支 払 (注4)	1,159	—	—
子会社	株式会社 UI銀行	東京都 港区	13,625	銀行業	所有 直接 100%	経営管理 役員の 兼任	増資の 引受 (注5)	9,500	関係会社 株式	26,800
							経営管理 料の受取 (注2)	10	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 長期借入金は、当社のグループ内における資本政策に基づき実行したものです。借入金利は当社の外部格付けに基づき適正な金利を適用しております。

- (注2) 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定し、当社の取締役会で決議した金額であります。
- (注3) 家賃につきましては、近隣相場を参考に双方協議の上決定しております。
- (注4) 出向者の受入に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。
- (注5) 株式会社U I 銀行の増資を引き受けております。増資の引受価額は、1株当たり50,000円であります。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	4,927円34銭
1株当たりの当期純利益金額	175円17銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	143円44銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、196千株であり、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、213千株であります。

(重要な後発事象)

(第1回第一種優先株式の普通株式への転換及び消却)

当社が発行する第1回第一種優先株式の全部を保有する三井住友信託銀行株式会社より、その保有する当該優先株式の全部について、第1回第一種優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権に基づき、当社普通株式を対価とする取得請求を、第1回取得請求日に行う意向である旨、及び第2回取得請求日に行う予定である旨の連絡を受けております。これに伴い、普通株式への転換(以下「本転換」といいます。)がなされます。

なお、2026年5月8日開催の取締役会において、会社法第178条に基づき、第1回取得請求日及び第2回取得請求日に当社普通株式を対価とする取得請求が行われ当社が当該優先株式の全部を取得することを前提に、当社が取得する当該優先株式の全部を第2回取得請求日付で消却することを決議しております。

第1回第一種優先株式の普通株式への転換及び消却の概要

1. 第1回第一種優先株式の普通株式への転換の概要

(1) 発行済第1回第一種優先株式数 (本転換前)	750,000株
(2) 第1回取得請求日付で転換する第1回第一種優先株式数	560,000株
(3) 第2回取得請求日付で転換する第1回第一種優先株式数	190,000株
(4) 未行使の第1回第一種優先株式数 (本転換後)	0株
(5) 第1回取得請求日付の転換により増加する普通株式数	4,105,571株
(6) 第2回取得請求日付の転換により増加する普通株式数	1,392,961株
(7) 本転換により増加する普通株式数	5,498,532株

2. 第1回第一種優先株式の消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	第1回第一種優先株式										
(2) 消却する株式の数	750,000株 (発行済第1回第一種優先株式の全部)										
(3) 消却予定日	第2回取得請求日 (第1回取得請求日に応じた以下の年月日)										
	<table border="1"><thead><tr><th>第1回取得請求日</th><th>消却予定日</th></tr></thead><tbody><tr><td>2026年5月19日</td><td>2026年5月27日</td></tr><tr><td>2026年5月20日</td><td>2026年5月28日</td></tr><tr><td>2026年5月21日</td><td>2026年5月29日</td></tr><tr><td>2026年5月22日</td><td>2026年6月1日</td></tr></tbody></table>	第1回取得請求日	消却予定日	2026年5月19日	2026年5月27日	2026年5月20日	2026年5月28日	2026年5月21日	2026年5月29日	2026年5月22日	2026年6月1日
第1回取得請求日	消却予定日										
2026年5月19日	2026年5月27日										
2026年5月20日	2026年5月28日										
2026年5月21日	2026年5月29日										
2026年5月22日	2026年6月1日										

(注) 消却については、第1回取得請求日及び第2回取得請求日に当社普通株式を対価とする取得請求が行われて当社が当該優先株式の全部を取得することを条件とします。

(第二種優先株式の取得及び消却)

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、第二種優先株式に係る金銭を対価とする取得条項に基づき、当該優先株式の全部を取得すること、及び取得する当該優先株式の全部を会社法第178条の規定に基づき消却することを決議しました。

1. 第二種優先株式の取得及び消却を行う理由

当社は、2024年3月に公表しました中期経営計画（2024年度～2026年度）において、「第二種優先株式については、2026年度、2028年度に償還し、償還完了することを目指す」と表明し、その後着実に優先株式の償還原資となる内部留保を蓄積してまいりました。

当社の足元の業績は順調に推移しており、また当社が安定的な自己資本比率として考えております8.3%の水準を優先株式償還後においても上回る見込みであることなどから、前倒しで取得し、消却するものであります。

2. 第二種優先株式の取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	第二種優先株式
(2) 取得する株式の総数	2,000,000株（発行済第二種優先株式の全部）
(3) 1株当たりの取得価額（基準価額）	20,000円
(4) 株式の取得価額の総額	40,000,000,000円
(5) 取得の相手方	東京都
(6) 株式の取得の方法	第二種優先株主に対する通知にて行う金銭を対価とする取得条項の行使による取得
(7) 第二種優先株主への通知日	2026年5月8日
(8) 取得日	2026年5月25日

3. 第二種優先株式の自己株式の消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	第二種優先株式
(2) 消却の方法	資本剰余金からの減額
(3) 消却する株式の数	2,000,000株（発行済第二種優先株式の全部）
(4) 消却日	2026年5月25日

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、普通株式に係る株式分割を行うこと及び2026年6月24日開催予定の当社第12回定時株主総会に株式分割に伴う定款の一部変更を付議することについて決議しました。

なお、株式分割に伴う定款の一部変更につきましては、2026年6月24日開催予定の当社第12回定時株主総会における特別決議を条件とし、当該決議をもって株式分割を行うものいたします。

また、当社が発行している優先株式につきましては、第1回第一種優先株式の普通株式への転換・消却及び第二種優先株式の取得・消却により、その残高が消滅するため株式分割の対象外となります。

株式分割について

1. 分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主・投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

2. 分割の方法

2026年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき8株の割合をもって分割いたします。

3. 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	36,148,647株
今回の分割により増加する株式数	253,040,529株
株式分割後の発行済株式総数	289,189,176株
株式分割後の発行可能株式総数（普通株式）	1,000,000,000株

(注) 上記は、第1回第一種優先株式の普通株式への転換及び消却、第二種優先株式の取得及び消却が行われた場合の株式数を前提としています。

4. 分割の日程

基準日公告日（予定）	2026年6月15日
基準日	2026年6月30日
効力発生日（予定）	2026年7月1日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該分割が、当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たりの純資産額	615円92銭
1株当たりの当期純利益金額	21円90銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	17円93銭

6. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はございません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 高木 竜二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤波 竜太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年5月8日開催の取締役会において、会社が発行する第1回第一種優先株式に係る普通株式を対価する取得請求権の行使を受けて当該優先株式の全部を取得することを前提に、会社法第178条に基づき当該優先株式の全部を消却することを決議した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年5月8日開催の取締役会において、会社が発行する第二種優先株式に係る金銭対価の取得条項に基づき当該優先株式の全部を取得すること、及び会社法第178条に基づき当該優先株式の全部を消却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 高木 竜二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤波 竜太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年5月8日開催の取締役会において、会社が発行する第1回第一種優先株式に係る普通株式を対価する取得請求権の行使を受けて当該優先株式の全部を取得することを前提に、会社法第178条に基づき当該優先株式の全部を消却することを決議した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年5月8日開催の取締役会において、会社が発行する第二種優先株式に係る金銭対価の取得条項に基づき当該優先株式の全部を取得すること、及び会社法第178条に基づき当該優先株式の全部を消却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月8日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ 監査役会

常勤監査役 坪 井 克 哉 ㊟

監 査 役 内 田 秀 樹 ㊟

社外監査役 稲 葉 喜 子 ㊟

社外監査役 東 道 佳 代 ㊟

以 上